

総 務 文 教 委 員 会

令和 7 年 8 月 2 8 日 (木)

日 時 令和7年8月28日（木）午前10時00分開会—午後5時55分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 奥野委員長、谷地副委員長、中原、道工、谷崎、出口、瀧見、坂原

欠席委員 なし

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長会計管理者

内山財政改革部長

松井教育委員会事務局教育次長

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長

森会計室理事兼会計課長

南総務部理事兼総務課長

谷総務部理事兼財政改革部理事

岩田教育委員会事務局理事兼生涯学習課長

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長

中塚財政改革課長

中塚町長公室担当（人事担当）課長

光岡デジタル推進課長

竹田税務課長

中西教育委員会事務局参事

牧野教育委員会事務局学校教育課主幹兼係長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については、関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

それでは、8月20日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第37号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）」についてのうち、本委員会に付託された案件についてを議題とします。

本件について、担当から説明を求めます。

中塚課長。

中塚財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算についてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、474万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

続きまして、21繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、333万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和6年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、808万3,000円の増額補正を行うものでございます。

南総務部理事 次に歳出についてご説明いたします。

2総務費、1総務管理費、集会所管理費といたしまして、51万3,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、町が設置している集会所は、地元自治区等に管理運営を担っていただいております、町は自治区等に対し、前年度の光熱水費を基に算定した集会所運営補助金を交付しているところでございます。

本年度の集会所運営補助金の予算は、前年度の実績額と同額で予算措置をしておりますが、本年度の集会所運営補助金の算定に当たり、令和6年度の光熱水費の実績を確認したところ、令和5年度の光熱水費の実績に比べ、大きく増額していたことから、集会所運営補助金の増額を行うものでございます。

光熱水費の増額の主な要因としましては、電気代の値上がりによるものでございまして、令和5年度に比べ令和6年度の電気代は、燃料費調整単価や再生可能エネルギー発電促進賦課金の値上がりに加え、国が実施していた電気代高騰に対する補助金が減少したことにより、電気代が年間約11%増額していたものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳出計51万3,000円を増額補正するものです。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 1点お伺いいたします。

今のご説明で、主に電気料金の値上がりが11%ということでございますが、他のと言っても水道料金等に関しましては、どのように現状を把握されておられるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

集会所運営補助金の交付の算定に関しましては、光熱水費をベースにという形で考えておりまして、光熱水費の中には、電気代、水道代、ガス代が含まれると考えております。ただ、光熱水費の各集会所の中で、各自治区が、支払いしております光熱水費は、ほとんどが電気代ということで、把握しておりますので、主な増額の要因は電気代という形で考えておるところです。

水道代に関しましては、水道代の値上がりというのは、ここ数年行っておらないということで、水すいセンターにも確認をしております。

ガス代につきましては、電気代と同じように、エネルギー価格高騰により値上がりはあると考えていますが、各自治区が負担している光熱水費の割合でいいますと、電気代がかなり大きい割合でお支払いしておりますので、今回、主な要因としては電気代という形で考えておるところでございます。

瀧見委員 了解いたしました。結構です。

奥野委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質問がないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第37号「令和7年度一般会計補正予算（第4次）」についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第37号は、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第39号「令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南理事。

南総務部理事 委員会資料の2ページをご覧ください。

令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について、ご説明させていただきます。

初めに、歳入について、ご説明させていただきます。

4繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして、129万

5, 000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、一般会計に繰り出しする費用に必要な財源として、多奈川地区財産区基金から繰入れを行うもので、繰出金費に充当いたします。

次に、歳出でございます。

2諸支出金、2繰出金、繰出金費としまして、129万5,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、事業委員会の所管であります町道西畑線樹木伐採業務、佐瀬川自治区里道補修工事、林道奥池線土砂撤去工事への繰出金となっております。財源として、多奈川地区財産区基金繰入金を充当いたします。

財産区特別会計から一般会計への繰出しにつきましては、財産区管理会のご承認をいただいた上で行っているものでございます。

今回の補正予算につきましても、多奈川財産区特別会計から繰出しを行うことについて、多奈川地区財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに計129万5,000円の増額補正を行うものでございます。

奥野委員長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質問がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第39号「令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第39号は、本委員会において可決されました。

議案第40号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野委員長 では、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回、物価の高騰があつてと思いますが、選挙のときの公設の掲示板に貼り出すポスターと、それから、主に新聞折り込み等で活用する選挙運動用ビラ、いわゆる証紙ビラですが、この2つの単価の引上げが提案されております。

それで、私はそもそもこの元の条例ですね。これが提案されたときに、供託金に問題があるということで、反対をしていましたが、今回単価の引上げということで、物価の高騰の反映ということは、それは妥当性が一定あるだろうとは思っています。

ただ、選挙を戦う中で、この実際の支出とこの単価の設定に、何て言うかな、そぐわない、実態に見合わない設定になっていると感じているんです。

というのが、例えば、ビラで言いますと、今回、単価が7円73銭から8円38銭に引き上がるということですが、この金額では、私はとても賄えない金額になりました。選挙でね、お願いをして、デザインして、印刷してもらうわけですけど、とても足りない金額でした。

それで、もう一つのポスターのほうですが、こちらは、逆に高過ぎるんですよ。単価のその上限の設定がね。何かこんなに要らないという実態がありました。

ほかの議員の皆さんは、どんなふう感じておられるか、実態がどうだったのかというのは分からないのですが、そんなに違わないんじゃないのかなと思うのです。

それで、この実態の見合わなさは一体どこから来るんだろうと思っているのですが、もともとは、国政選挙におけるこういう公費負担ということがあったから、岬町でも限度額を引き上げるんだという提案ですが、私のこの疑問、実態に合わないという、そこに対して、何かご存じのことがあれば、教えていただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

選挙運動用ビラ、ポスター作成に係る公費の負担の上限額、基準額については、実態に合わないところがあるという内容のご質問でございます。

今回の改正につきましては、先ほど中原委員もおっしゃいましたとおり、公職選挙法施行令が改正されて、国の選挙における公費負担の基準額が変わった。それに合わせるために改正するというような内容でございます。

そもそも、町で実施する選挙運動用ビラ、ポスターに係る公費負担につきましては、基本は公職選挙法の規定に基づいて、国の基準に準じて、条例で定めるということで実施できるということになっておりますので、今回の改正につきましては、選挙運動用ビラ、ポスターの基準単価が、国において改正されましたので、国の基準に合わせることが、国の基準に準じるということと町のほうでは解釈しておりますので、そのように改正するものでございます。

国の単価の基準の算定根拠がやはり気になるところでございますので、そちらにつきましては、私どもも大阪府に確認はさせていただいたところでございますが、大阪府としましては、算定根拠につきましては、国から通知を受けておらず、明確な根拠は国からは示されていないということの回答でございましたので、今後、機会を見て、また、大阪府、国等にもその辺問い合わせさせていただいたり、実態と合わないところがあるということであれば、その旨、また要望等ありましたら、その機会を通じて、お伝えさせていただきたいと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 算定根拠についても、事前に丹念にお調べいただいたようでありがとうございます。また、根拠について、分かれば、教えていただきたいと思います。

今、答弁の中で、国の基準に基づいてということですが、この条例は、岬町の条例なので、岬町で判断できるんじゃないかなと私思っているんですけど、それは何かそういうことをしたら、何かまずいというか、何かに違反するとかそういうことになるのですか。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 先ほど申し上げましたとおり、町で実施する選挙運動費用の公費負担につきましては、公職選挙法に、国の規定に準じて条例で定めるといいますので、基本は準じるということですので、当然、町で制定しますので、まちで独自で設定することなんですけど、あくまで基準は国に準じるということでございます。

すので、あまり大きな変更といいますか、余程の理由がない限りは難しいのではないかと考えているところでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

事前にその議案書と一緒にの、概要をいただいております、その中の真ん中より下あたりに、公費負担の上限額という表があります。その表の選挙運動用ポスターの改正のところの金額ですが、改正後、36万7,314円、これ上限額ですね、こう書かれています。

これは、固定費と、それから、ポスターの単価掛ける枚数という、その二つを足し合わせた金額ということかと思って見ていますが、これの87か所で計算されたものですか。私、計算をしてみたら、合わないのですよ。私よく電卓を叩き間違えるので、間違ったのかなと思って3回ほど行いましたが、合わなくて、何かどうしたらいいんだろうと思っていますが、何か説明があればお願いします。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほどの条例案の概要の選挙運動用ポスターの上限額の金額ですけども、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり87か所で計算をしております。

計算につきましては、端数の切上げ処理を行うことになっておりますので、合わなくなるんですが、詳細を申し上げます。改正後の単価で申し上げますと、改正後の単価が586円88銭でございます。これに87か所を掛けた分に、31万6,250円の固定費を加算します。これから一旦、1か所当たりの単価に直しますので、87か所で割り戻します。その際に、小数点未満の端数を切り上げさせていただいておりますので、1か所当たりの単価が4,222円になることになります。その4,222円に対して、87か所を掛けて、36万7,314円というところで、1か所当たりの単価にする際に、切上げしておりますので、端数でずれてくるということで、計算が少し合わないというような形になるのかなと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 そんな複雑な計算をわざわざするなんて知りませんでした。固定費の単価に割り戻すというか、そういうことが要るからということかな。何か、そうでしたか。

私の計算が間違っていなかったことが分かって、それは良かったです。

それで、別にあえて反対はしませんが、この実態の合わなさということで言いますと、私の実際の前回の統一地方選挙、2023年でしたか、そのときの実態でいうと、選挙運動用ビラについては、改正単価引き上がったもので、8円38銭という提案です。実際には、大体1枚、私が作ってもらったのは25円ぐらいです。それで、ポスターで言いますと、今、4,222円というのが1枚あたりの固定費も含めた単価という提案ですけれど、私がお願いしたところは、1枚千五、六百元です。どんなに実態に合わないか、お分かりいただけると思うのです。

それで、もうそれはちょっと根拠から調べていかないとよく分からないし、先ほどの説明聞いていると、国の基準に準じるというふうに、あの法施行令に書いてあるということなので、岬町としても、それは、それ以上の提案ができないというふうに思いますから、よく根拠を調べていただいて、教えていただいた上で、根拠におかしさがある場合は、ぜひ国にもちょっと言ってほしいと思います。

この選挙運動用ビラとか、ポスターなんかは、出どころは税金ですので、なかなかできるだけ安く抑えたいということはあるんですよ。だけど、やはり町会議員や、町長といった住民の代表を住民の皆さんが選ぶというときの大切なツールになりますので、自分たちの代表を税金できちんと民主的に選ぶという、そのためのお金という意味では、公費から支出するということは差支えないと私は思いますので、負担が大き過ぎるようになってはいけないと思いますが、この実態の見合わなさについては、解消したいと思っているところです。

また、国の算定根拠等が分かりましたら、教えていただきたいとお願いしておきます。

奥野委員長 ほかに質問ございませんか。谷地副委員長。

谷地副委員長 私のほうから、もう1点、すいません、レク受けた身でありながら、1点確認させていただきたいんですが。今回、9月の町長選挙の開催の事前説明会で、この公費負担に関するところも資料として、多分配付されていると思うのです。そこに記載されている単価は、もう今回こういう上程されている単価のほうに変わっていたと思います。まだ、こういう議会を通っていない段階なので、本来であれば、旧の単価を書いとして、その後、議会の承認を通った後に、修正という形、当然説明会のときには、そういった今後の議会で承認を通ったら修正され

ますと、一言添えた上で、修正があつてから差し替えみたいな、そのほうが丁寧だったのかなと思うんですが、その辺って、どういったお考えなのかを教えてください。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 谷地委員のご質問にお答えいたします。

今回、町長選挙の立候補予定者説明会の資料につきましては、説明会の開催時点におきまして、既に公職選挙法施行令が改正されておまして、国の基準額というのは、既に改正がなされておったという状況でございました。

町の公費負担におきましても、基本は国の基準額に準じてるということでございましたので、今後の改正見込みとして、今回の改正後の基準単価を説明会資料に記載したところでございます。

あくまで、今後の改正見込みの単価ですという表記した上で、記載しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

奥野委員長 よろしいですか。谷地副委員長。

谷地副委員長 今、そういった記載もあるので、もしも、議会で承認が通らないということとは、なかなかないとは思いますが、多分スケジュール的にも、多分そうやって、配った方がいいなという。そういう判断かなと思いますが、もしも通らなかったときという、逆に、旧の単価ですとなったら、結構それが、既に業者さんをお願いしているとなったら、またそこが、結構いろいろ大変なのかなと思うので、きちんと説明をされているし、記載とかされていると思うんで、今後、こういったケースはあると思うので、そこはまた、同じような形で、丁寧に、説明とかも、記載とかもしていただいて、対応をお願いできればと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ただ今の谷地副委員長の質問ですが、私は、岬町長選挙の立候補予定者の説明会には行っていないので、資料も拝見しておりませんが、せめて、今はこの金額です。今日みたいに、現行単価とか、で、議会が可決されれば、新しい単価はこうですと、やはり併記するというのが妥当な表現ではないかと思います。

谷地副委員長おっしゃるように、この議案が否決されるとは私も思わないのですよ。私も賛成しますからね。先に何か言ったあれですけど。

だから、否決されるとは思わないけれど、そこは礼儀というか、議会通ってな

いの、何かもう通ったの前提で扱われるって、私はそういう態度は、不本意ですね。

ですので、あ、事務手続の話だからそれでいいという議員さんもいますけど、いや、それだったら、議会何やねんと、何でもかんでも可決かいと、いうことになるでしょう。

だから、私たちはそういう関係ですよ、ね、緊張関係にあって、あなた方は私たちにいろんな提案をされます。議会というのは、議決して通さへんかったら、あなたたち執行できないじゃないですか、基本的にね。

そういう関係性なんやから、やっぱりそういう態度で臨んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

奥野委員長 要望でいいですか。答弁は要らないですか。

中原委員 いいです。

奥野委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑は、これで終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論がないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

議案第41号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野委員長 質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今回の提案は、職員の皆さんの勤務時間や休暇等が拡充されると。部分休業とかのパターンが多様化する、仕事と育児の両立支援ということで、結構かと思うんですが、これは、いや大変だなと思って、私、議案を見ていました。何に対して大変だなと思ったかと言うと、当たり前のことですが、今までは、対象の方、妊娠、出産の申出のあった職員では育児休業制度、3歳未満の子を育てる職員には、育児に係る両立支援制度に関する情報提供等を当該職員へ行い、だから、対象が限定されているわけですね。それを、今回は、全員に、こういう制度がありますということを知らせることが義務化されるということですね。

それと、あと、義務化される上に、意向を確認しないといけないということで、情報提供と意向の確認、これを全員に行わないといけないということになったわけですね。それも、一部は10月1日からやらなあかんと。職員の意向の確認ですね。これは、当然、あれですね、会計年度任用、誰が答えるのかな、会計年度任用職員も含めてですね。情報提供と意向の確認、それが大変だなと思ったんですけど、そういう私の理解で間違いがないかということと、それから、情報提供、それから意向の確認、それともう一つ、意向を確認した事項への配慮、この3つがやらなあかんことということになるわけですね。

それは、どんなふうに具体的には進めるのか、意向の確認とか、情報提供について、何か回覧板じゃないけど、やりました、やりました、みたいなこととか、何か判こを押すとか、何かそんなふうにするのでしょうか。具体的にどんな方法でなされるのかということも教えてもらいたいと思います。お願いします。

中塚課長

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、職員への情報提供に関して、まず、中原委員がおっしゃるとおり、会計年度任用職員を含め全ての職員が対象となっております。

全体としましては、令和4年度に、人事担当が作成しました「職場における子育て、介護をする職員のための各種制度について」というパンフレットがございます。そちらを刷新いたしまして、全ての課に9月中旬頃までには、配布して周

知したいと考えております。

その際に、正職員だけでなく、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、全ての方に注視していただくように、各所属長にお願いするところです。

次に、対象者への意向確認という部分に関してですが、実際、妊娠されました職員であつたりとか、3歳未満のお子さんを育てる職員等に対して、「実際、こういう働き方をしたいのか」という希望内容を聞き取った上で、「こういった部分休業をしたい」であつたり、「こういう働き方が可能か」という内容を人事担当が把握した後に、提出書類が必要であれば提出していただき、職場の配慮が必要という内容については、「こういった働き方をしたい」という希望について、「どのような配慮ができるか」ということを、なるべくきめ細やかに対応していくことになっていきますが、可能な範囲で、そういった希望内容に添えるように進めていきたいと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 意向の確認について、「必要であれば」というお言葉がありました。それは、まだこれから詳細設計という感じに受け止めていいのか。何か10月1日からやらないといけないから、何かもう書面とか何か、仕組み上の準備をされているのかななどと思っていましたが、そこはいかがですか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

すみません、「必要であれば」という言葉ですが、語弊であれば、申し訳ございません。概要に書いておりますように、必要な職員に対し、例えば、現在、部分休業を取得している職員には、また10月1日から、第1号部分休業とか、第2号部分休業というような制度上の名称変更が行われますので、こういう変更になりますという内容等について、対象者の職員それぞれに個別に案内をしていきたいと考えております。

実際に、その案内できるものについては、現在準備中ですので、まだ、出来上がっているものはございません。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

情報提供、全ての職員への情報提供も義務にされていると。何か義務にされた

ということは、それも点検したりするのかと思っていましたが、そこは特に、今の説明聞くと、もう各課に、既にあるパンフレットを改定を行ったというか、刷新し配付し、各課でお願いしますね、情報提供を漏れなくしてくださいねと言ってお願いして、そこで終わりという感じがしましたが、そういう内容での受け止めでいいですか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

全体の周知としては、こういった内容での制度改正がありましたとの周知となり、パンフレット等を配付して、一旦は、状況確認になるかもしれませんが、各職場において、3歳未満の子育てする職員、妊娠・出産を控えた職員という方が現れましたら、その都度、説明、情報提供を改めて行うということが義務化されましたので、その都度、そういった職員が出ましたら、対応し続けていきたいと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 実際は、大変だなと思いつつ、いいことだと思いながら、聞いていました。

意向を確認した事項への配慮、これはどのような対応をに進めるのでしょうか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

事項に関してですが、例えでお話しさせていただきますが、例えば、職員が部分休業、本町の職員で言うと、9時から5時30分までが正規の勤務時間になりますが、例えば、保育所の送迎等で5時半ではなくて、4時半から5時半の1時間の部分休業を取得したいという意向と、そういった事項が現れた際、その部分休業を承認できるように配慮を求める、つまり、各職場の所属長に、「こういうふうな申出があるけども、了承していただけるかどうか」というところで、そういった配慮をしていくという流れになっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、これは、対象の方、例えば3歳未満の子供を育てておられる方なんかに、直接確認した方がいいかなと、抜き打ちテストじゃないんだけど、あなたの意向はちゃんと尊重されていますかということを、当該の職員にも聞くほうが確かじゃないかなと思いますので、また、運用の中で工夫していただい

たいと思います。

それから、名称の整理ということで、1号部分休業と2号部分休業というのがあるんですね。これは、どっちかを選んで利用するということなんでしょうか。何か1号部分休業を利用したいですと言った人が、2号部分休業が利用できないのかとか、1号を利用すると言った人が、途中から2号に変えるとか、そういうような運用をするのか、何かよく分からなくて、教えてください。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、第1号部分休業、第2号部分休業に関しましては、必ずどちらか選択しなければならない制度となっております。

ただし、2号を取得していた職員が1号に変えたり、逆もまた、第1号の部分休業をしていた職員が第1号部分休業を取り下げて、第2号部分休業に切り替えたいというものに関しては、年度内であれば部分休業の変更形態は可能となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

それから、取得できる期間なんですけど、例えば、3歳未満の子を育てる職員という場合に、1号部分休業というのを申請したとしますと、その子が4歳になるまで、これが適用されると考えたらいいのでしょうか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

部分休業に関しましては、未就学児が対象となりますので、小学校上がるまでのお子さんが対象になっておりますので、3歳のお子さんが4歳になっても、引き続き取得することができます。

3歳未満という言葉は、情報周知という部分のところになっておりますので、部分休業の対象者とはまた別でありまして、部分休業の取得対象者は、未就学児を育てる職員となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 そうなんです、私、この説明の資料を読んでいて、そっか、じゃあ未就学児、小学校に上がるまで対象になるわけですね。そうしたら、例えばなんですけど、

私が役場の職員だとして、小学校に行っていない子どもがいるとします。出勤の日、毎日2時間を超えない範囲で早退をする。毎日毎日ということも可能だということなんですか。そうなんですね。実際には、そういうことはないと思うんですけど、なるほど、よく分かりました。この仕事と子育て、育児の両立にかなうように、運用していただきたいと思いますが、ご無理のないように、現場で何か歪みみたいなことが生まれてこないようにということは希望しておきたいと思います。ありがとうございました。

奥野委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑ないので終わります。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論がないようですので、続いて、採決を行います。

議案第41号「岬町の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児給与等に関する条例の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第41号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和6年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出それぞれ分けて審査を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の3ページから11ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 何点かお聞きします。

委員会資料3ページの款2 地方譲与税、この中で、地方揮発油譲与税というのがあります。これは、今、盛んにマスコミ等で行われているガソリン税の暫定税率廃止に係ることやと思うんですけど、この額というのは、この額の算定基準と
いいですか。そんなんは分かりますでしょうか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 地方揮発油譲与税の算定の基準になりますが、地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税の収入額に相当する額のうち、100分の42を地方に譲与するものとなっております。

暫定税率の部分につきましては、地方揮発油税につきましては、1リットル当たり5.2円になっておりまして、そのうち0.8円が暫定税率の部分になります。

坂原委員 これを今、与野党協議で廃止するという話なんですけど、廃止してしまうと、
これもなくなってしまうたら困ると思うのですが、その辺は何か通知か何かで聞
いていますか。

奥野委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 坂原委員の質問にお答えします。

暫定率の廃止において、この揮発油譲与税の影響といいですか、その減収につ
いてという通知は、特に国等からは、まだ示されておられません。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 この件について、マスコミ等で行われているのは、財源なき減税だと言われて、
どこから引っ張ってくるのかという話でね、いろいろ議論されているみたいですが、
国は国として、減税するのはいいですけど、地方にまで影響及ぶのは、い
かななものかということで、これは、何らかの形で、また補填があると思うのです
が、そういうのも何もどこの情報ないでしょうか。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 こちらのガソリン税の暫定税率の廃止についてということなんです
が、
先日の野党7党の共同提出の法案によると、この地方自治体の減収相当額につ
きましては、全額国費で補填されるというふうになっておりましたので、我々も、

減収につきましては、国費で補填されると、されるべきものと考えております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 この件に関しては、全国知事会とか、盛んに要望で言っているみたいですので、国としても、地方税、この分なくなる分を、もうゼロにするとか、そういうことないでしょうからねと思うのですが、その辺の動向を見ながら、また、やっておいってください。よろしくお願いします。

続いて、よろしいですか。

奥野委員長 はい、どうぞ。

坂原委員 8ページの款20繰入金です。ここで、岬ゆめ・みらい基金ありますけど、すいません、間違えました19ですわ、19の寄附金ですわ。企業版ふるさと納税寄附金です。これちょっと内容を簡単に説明してもらえますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制と言います。地方公共団体が実施する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して、寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みとなっております。

坂原委員 これは、企業が岬町にふるさと納税として寄附してくれるということの説明やと思うんですけど、特に、この政策について寄附を募るとか、そういう特定の何か指定しているのでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 地域再生計画というのがありますが、その中に、教育であるとか、子育てであるとかという事業があり、その事業について寄附いただいています。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 この調定額100万円というのは、これは何件分になるのでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 決算書にあります100万円は、1件になります。この決算書には、出ていないんですけども、現金での寄附以外に、令和6年度は物納という形でも寄附を頂いてまして、物納という形で2件寄附頂いています。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 物納という言葉が出ましたが、何のどんな形でもらったのか、説明してもらえますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 物納の一つは、衛星携帯電話になります。衛星携帯電話は、災害が起きたときに、使えるものになっております。それは、危機管理のほうで寄附を受けていただいています。

もう1件は、VR動画の作成の寄附を頂いています。撮影した場所は、とっとパークと船守神社と理智院周辺になるんですけれども、令和6年度に、VRの動画を作っていただいて、令和7年度に、今年ですね、大阪関西万博で放映しています。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 このふるさと納税は、個人については返礼品とかあるんですけど、この企業版は返礼品がなくて、税制措置で優遇されるということになるのでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 坂原委員のおっしゃるとおり、企業版のふるさと納税には返礼品がなくて、企業にとっては、税制上の優遇を受けられることになっております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 これは、過去には実績としてあったのでしょうか。これは去年1社ということですけど、実績、ほかにも何社かあったのでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 令和4年が3件、令和5年が1件ありました。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。引き続きよろしくお願いします。

それから、9ページなんですけど、雑入で岬消防署駐車場使用料というのがあります。これは、岬消防署の土地、泉州消防組合に駐車場として。土地を貸しているその使用料かなと思うんですけど、それでよろしいですか。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまのご質問について、お答えいたします。

おっしゃいますとおり、岬消防署駐車場使用料につきましては、岬消防署で駐

車場敷地を個人の駐車場として借用している、貸与している物に対して、課税している駐車場の使用料となっております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 職員個人が借りてるよということなんですかね。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまのご質問についてお答えします。

こちらは、おっしゃいますように、個人と契約しております。

奥野委員長 ほかの方、瀧見委員。

瀧見委員 すいません。何点かお聞きいたします。

8ページ、寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金2億7,409万7,031円について、お伺いいたします。

これ、どのような返礼品に人気があるとか、そういうようなことを比率で統計は取られているのでしょうか。取っておられたら教えてください。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

この寄附額の内訳になるんですけれども、件数で言いますと、68%がサイエンスの商品が占めます。また金額で言いますと、93%がサイエンスの商品に対する寄附額になります。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。

サイエンスさん、例のミラブルとか言うシャワーヘッドでしょうかね。それが93%ということでしたら、これほかに、例えば、品種とかは何点かございますか。重ねてお願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 サイエンスの商品につきましては、令和6年度から、シャワーヘッドの種類が3種類増えて、4種類になりました。

令和6年度については、シャワーヘッドのカートリッジがすごく返礼品の数として伸びております。

瀧見委員 ありがとうございます。

それは、私不勉強で申し訳ない。そのカートリッジというのは、ヘッドのその

何かをかさっと消耗品の部分を替えて使うようなものなんじゃないかな。そうですね。結構です。

そうしましたら、このゆめ・みらい基金に関しましてね。対前年度比どれくらい伸びているんでしょうか、答弁をお願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 件数で言いますと30%で、金額で言いますと10%伸びております。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。

もうよくご存じだと思いますけれども、当町の当初予算87億6,000万円に占める割合が非常に多い、その寄附金であると認識しておりますので、どうか引き続き頑張ってください。応援しております。

もう一点よろしいですか。

奥野委員長 どうぞ。

瀧見委員 続きまして、11ページ、町債について伺いたいします。

町債5点出ておりますが、具体的に言いますと、消防施設設備事業債、給食センター設備事業債、臨時財政対策債、小学校設備事業債、中学校設備事業債等、5点出ておりますが、そのうち過疎対策に当てはまるのが、過疎対策で記載されているのが、この給食センター事業債ということで、あとの各事業債に関しましては、過疎対策以上の有益性がある、もしくは同等の有益性があるという認識でよろしいんでしょうか、答弁をお願いします。

奥野委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

令和6年度決算におきますこの資料11ページ中に記載しております町債の中で、過疎対策事業債でない事業債につきましては、消防施設整備事業債と小学校整備事業債、中学校整備事業債になります。

基本的には、町債の発行におきましては、過疎対策事業債を優先して活用する方針ではありますが、国の地方債計画の予算枠もあり、全ての事業を過疎対策事業債で発行できることは難しいとなっておりますので、国の財政措置の有利な事業債を活用できる事業につきましては、過疎対策事業債以外の事業債を活用する

こととしております。

まず、消防施設整備事業債につきましては、令和6年度では、緊急防災減災事業債での発行となりました。

財政措置としましては、過疎対策事業債と同等の充当率100%で償還額の70%を普通交付税へ算入されるものとなっております。

次に、小学校整備事業債と中学校整備事業債ですが、こちらの事業につきましては、令和5年度の国の補正予算において交付決定された学校施設環境改善交付金の補助裏の起債となっております。

国の補正予算における補助裏の起債につきましては補正予算債を発行することができ、財政措置としましては充当率100%、償還額の50%を普通交付税で算入されるものとなっております。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。非常によく分かりました。ありがとうございました。

引き続きよろしくお願いいたします。

奥野委員長 ほかの方。出口委員。

出口委員 すいません。ページ9ページの節の訴訟費用確定金ですけども、これ調定額は

1,500円という形で、収入未済額が1,500円、昨日、厚生委員会のほうでも、西部長が詳細な説明をしていただいたんですけども、よく理解ができておりますんやけど、その中で、この今の1,500円が厚生委員会にも同じ額が上がってあって、これまた総務委員会にも同じ額が掲載されているわけです。そのなぜ総務委員会と厚生委員会の両方の関連の確定金かなと思うんですけども、その辺の回答と、厚生委員会には、そのもう1点、確定金では3万9,393円、だから1,500円と3万9,393円が厚生委員会で上がってまして、総務委員会では、今の1,500円と2万9,432円という形で未収額は上がっております。これは、どういう形の内容か、ちょっと詳細をお願いしたいと思います。

奥野委員長 西部長。

西総務部長 この訴訟費用の確定金の件につきましては、昨日の厚生委員会でもご説明させていただきましたが、総務文教委員会のほか、厚生委員会、事業委員会、各委員会にわたって計上されております。

それぞれ訴訟対象となった事件ごとの所管部署ごとに計上させていただいてお

りますので、各委員会にわたって計上させていただいているところでございます。

この件につきましては、昨日もご説明させていただきましたとおり、同一の方に対するものとなっております、合計で10件の訴訟がございまして、それぞれ町のほうが勝訴した分でございます、合計で9万8,761円となっております。

決算書の中におきましては、先ほども言いましたように、それぞれの訴訟担当部署ごとの確定費用ということで分けておりますので、それぞれの委員会のほうで計上させていただいているところでございます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

ということは、今、西部長のほうから、各委員会に計上しているということですが、私の確認したところ、厚生委員会と総務文教委員会であって、事業委員会には計上されていないのですが。

奥野委員長 西部長。

西総務部長 事業委員会のほうでは、事業委員会資料の16ページの産業観光促進課の部分で訴訟費用確定金1,500円のほうを計上させていただいております。16ページの一番下です。産業観光促進課の所管する雑入として計上させていただいております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 すみません、私、また雑入のほうで、全部記入されてるか、えらい申し訳ございません。それで理解はできました。ただ、これは、まだまだ、昨日も西部長から、仮にまた督促をする際に当たっても、また裁判費用がかかるので、随時また督促をしてまいりますという回答をいただいておりますので、また頑張っていて、何とか回収できるようにお願いしたいと思います。

もう1件、10ページの節の中旬で、住宅新築資金等償還金が53万7,324円収入になっておりますんやけども、これは、いつ頃からこういうふうな償還金が出てあったのか、また何件分の回収になってるのか、ちょっと回答をお願いしたいと思います。

奥野委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

こちらの53万7,324円の住宅新築資金等償還金につきましては、この事業自体は昭和54年から始まってしまして、平成2年まで貸付けが行われたものです。

償還のめどは、25年であり、最終貸付者につきましては、平成25年度に満了になることにより、これを目的とした会計自体は平成25年度に廃止していますが、経済的な理由で、その時点で滞納されている方と分納誓約を結び、その償還金を毎月ご返済いただいているもので、件数につきましては1件となっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 今、蟻馬課長のほうから回答がございましたけども、滞納されている分は、1件だけども、何年か滞納されてるのかな。その辺はどうですか。

奥野委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

今現在は、毎月ご返済いただいております、この1件のみになっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

もう1件お尋ねします。

先ほど坂原委員からのほうで、岬消防署の駐車場の収入があるということで、理解はしておりますけども、その岬消防署の建物とか土地は、これは、町の所有地であるのかなのか、そして、もし所有地であるのであれば、また、家賃が入ってきているのかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理 ただいまの出口委員のご質問についてお答えいたします。

現在、先ほどのお答えいたしました駐車場使用料につきましては、徴収しておりますが、それ以外の土地収入、建物に対する賃貸料等は、こちらでは歳入しておりません。

奥野委員長 どなたか、答弁できませんか。

出口委員 今、寺田管理監、あの土地は、岬町の所有地ですかという質問もさせてもろています。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 失礼いたしました。

土地につきましては、岬町の所有となっております。建物についても、現在、岬町の所有となっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 そうしたら、駐車場金だけ歳入があって、土地と建物についてはどういうふうな契約がなされてるのかな、ちょっとその辺の回答をお願いします。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 基本的には、土地については無償貸与で、建物については無償譲渡というふうに移行して行くんですが、岬消防署につきましては、当時阪南岬消防組合のときに、建設しておりまして、その起債の償還がまだ終わっておりませんので、岬町の所有という形になっております。

それが終われば、無償譲渡という形で、泉州南消防組合のほうに移管されることになります。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。これで理解できました。ありがとうございました。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 もう一点確認をお願いします。

資料の3ページですが、款1の町税、2固定資産税、目1固定資産税、節2の滞納繰越分です。これが滞納の額が収入済みが大きな額になっているんですけど、これは例年から見ると大きな数字になっているんですけど、回収がよくできたということなんですけど、何か特にこれは例年と違って、何か策を講じたとか何か、そんな理由があるんでしょうか、お願いします。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の滞納繰越分が令和6年度で増額となった理由につきましては、長年にわたって納税交渉を進めてきた結果が、令和6年度に実を結んで、徴収率が大幅に上昇したところです。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

なかなかね、徴収は難しいですけど、地道な作業ですけど、それがこの年に実

ったということなんです。ご苦労さまです。引き続きまたよろしくお願ひします。
奥野委員長 ほかの方、質疑ござひませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページの上から3段目、(収入済額のうち還付未済額)とかいうふうな表現があります。同様の表現が、あと2つあるんですけど、あんまりこういう表現、私見た覚えがなくて、ちょっとどういうことなのかというのを教えていただきたいと思ひます。

それから、もう1点、同じページの中で、予算のときには、地方道路譲与税という記載があつて、1,000円と予算計上されてはいたんですが、決算ではなくなつてはるので、その点の説明をいただきたいと思ひます。お願ひします。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

還付未済額というのは、修正申告とか、二重納付によつて還付が発生した場合に、口座振替の方であれば、その口座に還付金を振り込むんですが、口座振替でなくて、口座番号が分からない場合は、町のほうから納税者の方に通知を発送して、口座を教へていただいております。その通知の返送がないなどで還付できないまま年度を起えた場合に、還付未済額として計上しております。

奥野委員長 西会計管理者。

西会計管理者 決算書の様式についての件になりますので、会計管理者の立場のほうから、少し補足をさせていただきます。

この還付未済額につきましては、総務省の見解では各科目上に決算し、その旨を備考欄に示すということが示されておりましたが、表示されていない団体も多く、本町でも表示してない時期がございました。

新公会計制度の導入の中で、還付未済額を決算書に記載する団体が増えておまして、本町でも令和3年度から決算書のほうで記載するようにさせていただいてるところでございます。

奥野委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 地方道路譲与税が、決算書上なくなった理由について、説明させていただきます。

地方道路譲与税につきましては、こちら昭和30年に創設されたもので、道路

の整備などの特定の目的に限定された譲与税となっておりました。

平成21年度の税制改正により名称変更と用途制限の廃止によって、現在では地方揮発油譲与税として一般財源化した形となっております。

当初予算におきましては、制度改正前に課税されておりました過年度精算分の収入が見込まれる可能性があるため、1,000円計上しておりましたが、令和6年度の決算においては収入がありませんでしたので、この決算書では出ておりません。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 事情がいろいろ分かりました。ありがとうございます。

地方道路譲与税ですけど、今はそれはないというわけですね。そういうことと言うとね。平成21年になくなったということですね。結構昔なような気がするんですけど、平成21年って、だけど、過年度精算分が発生する可能性がまだ残っているのですか。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 1,000円計上していた趣旨は、今、中塚課長のほうからご説明させていただいたとおりということになりますが、直近で言いますと、この地方道路譲与税としまして、収入されたことがございまして、令和元年度で4円の収入がありましたので、その辺りも踏まえて、予算として1,000円計上しているということになります。

中原委員 分かりました。

引き続きお尋ねします。

委員会資料4ページの上からその款6、7、8とあって、次が10になっているんですけど、この間の9ということだったかと思いますが、自動車取得税交付金というのが予算書にはあったんですけど、決算書にはないというのは、さっきの事情と同じようなことなのでしょうか。うなずいていただいているので結構です。分かりました。なるほどね。ありがとうございます。

それから、同じ4ページの下から5つ目と4つ目、保健体育費負担金の中の小学校給食保護者負担金滞納分と、中学校給食保護者負担金滞納分についてお尋ねいたします。

収入済額がゼロ円なんです。予算では、一定の額を収入できらうと見込ん

でおられたし、調定額も記載されているとおりであって、なかなか滞納されている各ご家庭の事情がおりでしょうから、丁寧な対応をしていただきたいというふうには思うのですが、何か特段の事情があったようであれば、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

給食費の滞納につきましては、滞納件数が19世帯30件ございます。時期的には、一番古い時期のもので平成17年度のものでございます。現在、給食センターと協議を行いながら、臨戸訪問や文書送付、電話での対応を調整を図っております。

過去にも、実際にお会いしに行こうとはしましたが、なかなか住所変更などでお会いできないケースもございまして、現状、難しい状況ではございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ご苦勞の一端をお聞かせいただいたところです。今、お答えいただいた19世帯30件というのは、小中合わせてと考えたらいいのでしょうか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 何か住所変更をしていて、会えないとか大変ですね。徴収事務って、本当にご苦勞だと思うのですが、出どころが税金ですから、徴収に努めていただく必要があるんですが、それぞれの実態をよく把握していただいて、丁寧に対応しながら、納付が進んでいくように、引き続き努力をいただきたいと思います。

続けて質問いいですか。

奥野委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

委員会資料5ページの真ん中辺りです。このページの後半で、国庫支出金が始まっていて、小学校と中学校の補助金があります。それぞれのところに、要保護児童の援助の金額があつてしかるべきなのかなと思っておりますが、それが見当たらず、いわゆる就学援助の制度の国から入ってくるお金のことですけど、そ

れは予算にはあったんだけど、決算の中で、この資料の中にはよく私見つけられなくて、どういうことかと思ってお尋ねをするものです。お願いします。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

対象者がございませんでしたので、決算書には載っておりません。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 要保護児童・要保護生徒、要するに生活保護を利用しておられるご家庭の小学生や中学生ということになりますけれど、対象がゼロだったということなんですね。分かりました。ありがとうございます。なるほどね。

委員会資料6 ページの一番上の項目で、社会保障・税番号制度システム改修事業費補助金とあります。これは、定額減税の関係かなと思っているんですけど、まずそれが合っているかどうかというのを教えていただきたいのと、それから、予算と比較して、収入済額、入ってきた補助金の金額が大きいようなので、何か事情があったのか、教えていただきたいと思います。

併せて、今お聞きしたところの4つ下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、個人住民税定額減税とありますけれども、これは、逆に、予算に比べて歳入が少ない状況になっています。これも何か事情があるのか教えてください。お願いします。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、資料6 ページの一番上にあります社会保障・税番号制度システム改修事業費補助金につきましては、こちらはシステム改修に対する補助金となっております、内容といたしましては、令和6年度、令和5年度からの繰越分となりますが、子ども・子育て支援事業費補助金というものになっておりまして、児童手当制度が改正されまして、その実施について、円滑に事業を進めるためのシステム改修に対する補助金と成っております。

こちらにつきましては、当初予算が27万7,000円を計上しておりましたが、実態に合わせて、実績報告したところ45万7,000円の歳入があったというところでございます。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 中原委員のご質問にお答えします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（個人住民税定額減税）の減額となっている理由なんですけれども、定額減税に係るシステム改修については、当初予算要求時には、制度の詳細が未確定だったので、概算見積りでの予算計上となっておりましたが、契約時において具体的な制度内容や仕様が確定しまして、システム導入の範囲が明確となり、当初見込額よりも委託料が抑えることが可能となりまして、10分の10の補助金ですので、歳出に合わせて326万5,400円の減額となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ご説明ありがとうございます。

同じページの真ん中より下あたりに、総合相談事業交付金（法律相談事業分）と総合相談事業交付金（人権相談事業分）、それから、その2つ下の総合相談事業交付金（総合生活相談事業分）と、3つ相談事業に関わる項目があります。

この3つを使って、岬町では、いろいろな相談事業を行っています。

この場で求めたいのですが、令和5年度、令和6年度の相談についての実績、相談件数等、実績を資料でいただきたいと思います。資料の提出をお願いできますでしょうか。

奥野委員長 資料提出できますでしょうか。できますか。岡田副理事。

岡田ちづくり戦略室副理事 法律相談事業部につきまして、令和5年度は106件。

中原委員 資料の提出をいただけますかということです。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 この後も長丁場になりましょうからね、委員会は。資料の提出をいただいて、お互いに時間を有効活用しようかとか思って、もちろん議員から資料を求められたら、この資料は出せないことないと思うので、あの資料を請求させていただきますので、各課においてはご協力いただきますように、そうだな。最終日の3日前までには欲しいです。

引き続いて、質問いたします。

同じ委員会資料6ページの下から3段目、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金があります。これは、中学生の中に、車椅子の対応が必要なお子さんがおられるようで、宿泊の何か学校で取り組むときに、車椅子で対応できるバ

スを借りるお金だと説明を聞いていたのですが、予算では2万2,000円だったかと思うのです。それが決算では24万円何がしということになっているので、何か事情があるのかと思って、増額の支出になった内容をお聞きしようと思います。

それから、同じ6ページの今質問をした項目の節の中に、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金というのが予算のときにはあったんです。87万4,000円というふうに計上されていましたが、それがちょっと支出の中に見当たらないので、どうなったのかと思ってお聞きいたします。お願いします。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、医療的ケア実施体制サポート事業補助金についてお答えさせていただきます。

中原委員のお見込みのとおり、修学旅行等のバスの費用を予算化しておりましたけれども、実際に、バスの配車を実施いたしましたときに、当該バスがないということで、通常のバスを活用しまして修学旅行を行ったために決算上においては計上されておられません。

ただし、今回お見込みのとおり、車椅子の生徒の方のために、2階多目的トイレの改修工事に充当するための金額として、決算書に記載をさせていただいております。

続きまして、スクールサポートスタッフに係る補助金について、お答えさせていただきます。

補助金の申請時におきまして、大阪府教育委員会教員業務支援等配置事業費補助金交付要綱の変更がございまして、実施計画書の中で、支給要件の確認欄が追加となり、内容につきましては在校時間の把握や方針の規則等への反映、取組状況の公表などが条件として求められる中、協議・調整に時間を要しまして、採択がされなかったためになります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた。車椅子対応のバスが手配できずに、見つけられずに、多目的トイレの改修を行ったと。

それはそれで悪くはないと思うのですが、そうしたら、修学旅行は大変だった

のではないかしらと思って心配しになるのですが、どのように修学旅行は実施されたのでしょうか。

奥野委員長 古橋教育長。

古橋教育長 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金につきましては、先ほど担当のほうから申しましたように、障がいをお持ちの子どもさんの学校生活の安全性を図るために、多目的トイレを改修したというものでございます。

その2分の1相当にかかる分が補助金として、歳入されていると。

先ほどから委員、またうちの担当もちょっと勘違いしてお答えしましたけれど、修学旅行等において、いわゆるリフトカーであったり、そういう移動に配慮の必要な子どもさんのために、保護者負担が増額する場合におけるそれを保護者負担の軽減を図るための措置につきましては、令和7年度に予算を計上しておりまして、今年、その方が修学旅行に行ってまいりまして、その分リフトカーであったり、介護タクシーであったりと、その部分の費用については、町のほうから助成をしているというところでございます。ちょっと年度がぐちゃぐちゃになって申し訳ないんですが、そういう形になります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 そうなんですね。親、私も頭がごちゃごちゃになっているのか、予算審査のときに、じゃあもともと、あれ、やっぱおかしいな。予算審査のときに、どういう議論があったのかなと思って、自分のメモを見たわけですよ。そのときに、この項目のところに、さっき私が言ったような車椅子対応のバスを借りるための予算ですとお答えいただいたようで、そのように私はメモをしておったんですけど、それが違ったということ、そもそも。

奥野委員長 答弁ある。

教育長、答弁いただけるんですか。

中原委員 そう書いてますよ。

いや、議事録でもそう書いていますよ。合ってますよ。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 すいません、大変長らくお待たせいたしました。

校外学習用の予算でありまして、校外学習も先ほどおっしゃったように、保護者負担の軽減のため、リフト用のバスなり、介護タクシーなりということになり

ますので、その予算です。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 となると、先ほどの教育長の説明がよく分からなくなる。

古橋教育長 修学旅行とおっしゃられたので。

中原委員 はい。

古橋教育長 修学旅行の分の。

中原委員 私は修学旅行とは言っていない。宿泊等を伴う事業と言った。

古橋教育長 そやからそれが。

中原委員 ちょっとちょっと教育長、ちゃんと委員長に当ててもらってから言って。

奥野委員長 古橋教育長。

古橋教育長 すいません。宿泊を伴う部分については、令和7年度に予算措置を新たにさせていただいているというところでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 先ほどの教育長のお答えになったことを私も記憶あります。手厚いなど、田代町長が言っている温かみのある町政というのは、こういうことなんだよと思って、うれしく聞いたりしてるわけですね。

いや、たださっきからのやり取りは、つじつまが合わないのです。予算では2万2,000円が計上されていましたが、それで、決算の支出では24万900円と書いてあるんです。それで、私は、何でこんなに10倍以上の支出になったんだろうかと疑問が起こったわけ。それで、じゃあ、予算審査のときに、これはどういってお金ですと説明されていたのかなというのを確認したら、宿泊等を伴うときに車椅子対応が必要な生徒がいて、そのバス代とかに充てるという説明がされていたのですよ。

それは、今聞くと、今年度のことだというじゃないですか。私はどう理解したらいいのか、よく分からないのです。今すぐ。何か牧野さんが手を挙げて。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 説明不足で申し訳ございません。

昨年度におきましては、校外学習用のバスとして、予算計上を予定しておりました。今年度につきましては、修学旅行用のリフト付きバス、今年度も、もう既に実施はしておりますけれども、予算計上しております。すいません、説明がや

やこしくて、2か年度続けて、障がいをお持ちの生徒の方のための事業として、進めております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 牧野主幹の今の説明で理解ができました。私は、その車椅子を利用している生徒さんとかが、そんなにたくさんおられるということを知らなくて、そうなんです。分かりました。2か年同じようなことが起こっていると。

そうしたら、今年度は、今年度の話ししたらあかんのやね。決算やからね。そうか。いや、今年度も同じように、このお金、府に何か申請したのかなとか、ちょっと思ったけど、脳みその中が整理されました。ご説明ありがとうございます。スクールサポートスタッフについて、ご説明いただきました。

今日はあれですね、牧野主幹、大変ですね。たくさんしゃべっていただいてありがとうございます。

これ、ちょっとこれ問題だよなと思って、今聞いてて、問題の対象は大阪府なんですけど。これは、突然かどうか知りませんが、実施要項が変更されて、要件が追加されて、それに見合わないというか、要は申請に合うようにいろんなことをやらないといけなくなって、何か協議をしている間に申請の時間切れになっちゃったって、そういうことですか、平たく言うと。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

お見込みのとおりでございます。ただし、今年度に関しましては、こういった事情を鑑みまして、今年度は申請しており、今年度は採択しております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 これは、実施要綱の変更に気がついたのが遅かったのか、何か大阪府に問題があるのか、岬町側の事務に問題があるのか。そういう追求はこの場ではやめておきましょうかね。何か今みたいな話聞くと、つい大阪府はなんてひどいことするんだとか考えちゃうんですけど、また事実を正確に調べたいなというふうに思います。また教えていただきに上がったときは、教えてください。今年度は、無事に申請ができて、条件に合うように、準備ができてということでよかったと思います。

ただ、昨年度においては、このお金が予算で87万4,000円ということ

当てにしてたわけですよ。これがなくなったわけで、現場では大変だったんじゃないのかと思うのですが、現場への影響はいかがでしたか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらは、歳出と歳入の関係性になりますけれども、実際の教員の方につきましては、現場にいて業務を進めていただいております。ですので、令和6年度におきましては、特に問題点などについての報告は受けておりません。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 なるほど。お金の出どころが違うけど、実際には現場でスクールサポートスタッフとして働いていただいたということが分かりました。ありがとうございます。

奥野委員長 中原委員、まだまだ質問ありますね。

中原委員 いや、まだまだではないです。まだぐらいです。

奥野委員長 ちょっと休憩いただいて、ほかの方に。いいですか。

出口委員。

出口委員 すいません、竹田課長をご指名いたします。

ほとんど中原委員が質問していただいたんですけども、3ページの軽自動車税の不納欠損額が10万100円ですか。ございますよね。これ多分普通に不納欠損分を軽自動車の税額に換算すると14台ほどの不納欠損になると思うんですけども、ただ、多分もう古い時代から、何台かはずっと滞納で残ってあって、最終的に不納欠損欠損で落としたんではないかと思うんですけども、その詳細と、それと同時に、非常に滞納額でも290万5,370円あって、46万100円しか収入額もないんですわな。その中で、残りが234万5,170円の収入未済額がございます。この辺のちょっと詳細をお聞きしたいと思います。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

軽自動車税の不納欠損処理につきましては、合計の件数としましては10件となっております。

内訳としましては、資産調査をした結果、差押えなどをする財産がない方が4件、生活に困窮されている方が3件、居所不明が1件で、執行停止中に時効完成したものが2件の合計10件となっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。突然、言われても困るわな。だから、これ以上はもう
言いませんけども、できる限りやはり、不納欠損というのは、皆さんもまた、住
民さんの税金をまた当然補填する分なってきますんで、もう少し税務課のほうで
も、不納欠損が少なくなるように、また頑張ってくださいと思います。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 町税の徴収につきましては、やはり税負担の公平性ということを前提
に取り組んでおります。軽自動車税につきましては、かねてから出口委員ご指摘
いただいておりますので、我々としましても、放置自動車でありますとか、ある
いはその存在が疑われるような車両もございますので、その辺りは、要綱を定め
ております。取扱いについて。現場確認をしっかりと行って、課税保留なり、手続
取りまして、適切な課税徴収を行いたいと考えております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 部長、無事ありがとうございます。とにかく岬町内で職員さんもたくさんおら
れますんで、やはりその辺も職員全員が協力しまして、また情報を集めていた
だきたいと思います。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 いや確認で、坂原委員が確認したんですけど、企業版ふるさと納税ですけども、
企業版ふるさと納税、通常の寄附の3割プラスなんだっけ、控除を超えて、最大
9割、法人税関係で控除されると。例えば、100万円入ってきたら、実質企業
負担10万円で済むという制度らしいですが、これは、例えば企業からふるさと
納税受けた場合、町に対する、例えば法人所得税とか、法人住民税ってあるんで
すかね、とか事業税とか、事業税は大都市か、こういうもので、企業からの納付
額について減額されてしまうということはないんですか。企業の法人3税関係で、
最大9割、寄附額の9割が控除されるとなっているんですけども、町外の所在地
の企業ということに限定されるのかな、事業所はあるんですけど。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 企業版ふるさと納税につきましては、岬町外に事業所があ
るところからの寄附になりますので、岬町に所在がある事業所から寄附を受けて
も、企業版ふるさと納税とならなくて、町内の事業所から寄附をいただいても、

優遇措置はないです。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 町外の企業だから、法人税的に、減額はないだろうと。ただ、関電今ないですけど、関電とか、そういう企業法人税関係いうたらそういうことか。ふるさと、道の駅なんかでも、そういうからのあれには、税収には関係していないいうことですね。道の駅の経営本体が、他市、和歌山と大阪にあればということやね。分かりました。

奥野委員長 今、答弁は要らない。

休憩したいと思いますが、あと。

谷地副委員長 いっぱいありますよ。

奥野委員長 ほか、あと数分で、できる方。

谷地副委員長 関連しているんで。

私のほうも、幾つか質問あるんですけども、ちょっと時間が残り少ないんで、関連しているところから、ちょっとお聞きしたくて、先ほどの企業版ふるさと納税についてなんですけども、これ、令和4年度から数件、岬町にもありがたいことに、納税いただいているというところで、これ、民間でマッチングするようなサービス、自治体と寄附したい企業をマッチングするようなサービスをやっていたりとか、あと、日本青年会議所、これもマッチング支援サービスをやってたりするんです。

これって、岬町でもそういったサービスって、利用は今しているんですかというのをまず確認させていただきたいんです。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、民間のマッチングの形態というんですか、そういうのは利用していません。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 結構、物品というところかも、例えば、町が必要な物品というところ、これとそれを作っている企業というところ、これをマッチングするというところが、結構効果的というふうに言われていて、そうすることによって、町は、自分ところの負担なく、その備品を導入できる。企業は、自分ところの製品をPRできる

という、そういったウィンウィンのところの仕組みというところで、結構、たしか泉佐野もかな、やったりとかするんで、これはちょっと提案になりますけども、そういったサービスも利用させていただいて、物品の導入とか、そういうところを取り組んでももらえればなと思います。

どうでしょう、ほかの質問行っても大丈夫ですかね。

奥野委員長 1問ぐらい大丈夫です。

谷地副委員長 時間もあるので、資料請求に留めたいと思います。町税の徴収率、これは、第4次集中改革プランでも、改革フォーム挙げられているんで、今回、総務文教委員会だけではないんですけども、それ以外にも関わってきていますけれども、この令和6年度の各項目の徴収率、これについて、資料請求お願いします。

あと、先ほど滞納繰越分の不納欠損について、何人かの委員さんのほうからもお話ありましたけれども、今回も町民税と固定資産税と軽自動車税、ここで滞納繰越分が不納欠損となっていて、これ毎年300万円か400万円ぐらい、結構出ちゃっているんです。ほかの委員さんも言うとおりの、できるだけ、すごい難しい問題だと思うんですけども、何とか徴収していただいて、やっぱり納税の公平性というところに努めていただく必要あるかなと思うんですけども、これに対する何か対策というか、そういった何か新しい取組みたいな、そんなのが何かあれば教えていただきたいです。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 ご質問というのは、徴収対策についてですか。それとも、不納欠損。

谷地副委員長 不納欠損になる前に、多分徴収しなきゃいけないというところで、そういう最終的に、そこがどんどん長期化していったら、そういった徴収、滞納されている方は、いろんなご事情あるんで、そこが改善されるとか、何かしらお支払いいただく変化が起きるところが、これ先ほど粘り強くお願いに行って、やっとな実を結んだという、かなり長期的に取組も必要かなと思うんですけども、でもそれが、ずっと続くと、最終は不納欠損になるので、事前にできるだけ早く何とか払っていただくというように必要かなと思うんですけども、そこについて、ずっとこれまでやってこられた中で、新しくこういう取組とか、何か考えられていたら教えていただきたいです。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 副委員長おっしゃるように、なかなかこの、即、効果を上げるというのは難しいと考えてます。

ただ、我々としては、令和6年度については徴収率が向上したこともあって、引き続き、やはり今の取組を継続していきたいというふうに考えてます。

加えて、あと新しい滞納を生み出さないということでは、まずは、その現年度の徴収で、例えば、未納になれば、早期に接触を図っていくとか、そういったところで、新たな徴収をまずは生み出さないというふうなところで、取り組んでいきたいというふうに考えています。

奥野委員長 お昼5分前になってきているんですが、まだまだ、歳入の質問がありそうなので、きりのいいところで切りたいと思いますが、暫時休憩しませんか。

12時5分前ですが、暫時休憩して、13時から再開したいと思います。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 暫時休憩いたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

奥野委員長 休憩前に引き続き、歳入の質問を行います。

中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

委員会資料の9ページ、あんまり質問したくないんですけど、質問します。

上から2段目の職員、これ「きしょう」と読むのですか、紛失による実費弁償、それから、その4つ下も関係しているのかなと思うんですが、出退勤管理ICカード紛失による実費弁償、これは一体何が起こったのでしょうかと思って、お尋ねします。

それから、今聞いたICカードの上の特定健康診査データ作成費助成金、何か、これが何か、ちょっとよく分からなくて、教えてください。お願いします。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当(人事担当)課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の職員記章紛失による実費弁償についてなんですけども、岬町マークの入ったのピンバッジが、職員記章となっております。職員記章につきまし

ては、退職時に返還していただくんですけども、在職中になくしてしまったという方につきましては、実費相当分をその際返納していただいております。

まず2つ目の出退勤管理 I Cカード紛失による実費弁償ですが、令和5年2月に本格導入しました本町に勤務する職員の出退勤管理を I Cカード式にしています。紙式の紙で打刻する出退勤管理から I Cカードでの出退勤管理となったんですけども、その際の I Cカードをなくした方については、実費分を弁償していただいて、新たな I Cカードをお渡ししているものとなっております。

次に、3つ目の特定健康診査データ作成経費助成金の特定健康診査データとは何かというご質問なんですけども、40歳以上75歳未満の健康保険に加入する共済組合員の方で、健康診断受診者に対する特定健診、いわゆるメタボ健診のデータ作成にかかる助成金となっております。

この際、共済組合のほうに、特定健康診査受診対象者のデータ収集に関する助成金となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 1点目と2点目なんですけど、1点目は事情は分かりました。1点目は、収入済額が441円。そして、I Cカードは970円、金額からすると、1人ずつというか、そういうふうに思っていたらよいのか。1人、それから1枚ということかなということを確認しておきたいのと、2点目の特定健診のデータ作成経費助成金、これは、いや私、特定健診だから、何でこの委員会にと思ったら、人事の関係だからなんですね。何か今、データの収集とおっしゃったか、ちょっとその辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず個数についての内訳なんですけども、まず記章につきましては1名分、I Cカードについては2名分となっております。

特定健診のデータの収集に関してなんですけども、毎年10月に職員定期健康診断を実施しております。先ほど申し上げたとおり、40歳以上75歳未満の共済組合員の定期健康診断受診者の健康診断データを共済組合に提出することになっております。共済組合は保険者として特定健診保健指導を行うために、そのデータを各市町村から収集しておる状況でして、そういった内容になっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ということは、共済組合からこの助成金を送ってこられるということなんですね。なるほど、分かりました。

同じページの雑入の中で、特別職退職手当返還金、年間60万円というのが、過去からずっと掲載されていたんですけれど、当然、予算書にもありましたが、今回決算としては見当たらないように思ったので何かあったのかなと思ってお尋ねするものです。

それから、真ん中よりちょっと下あたりに、ふるさと納税返礼ポイント失効還元金というのがあるんですけど、これがちょっとどういうものかよく分からなくて、ご説明をいただけるとありがたいと思います。

それからもう一つ、今のふるさと納税の2つ下に、まちづくり交流館利用料とあります。予算では9万6,000円と計上されていましたが、決算としては29万1,500円ということで、利用がかなり活発になっているということかなと思っているんですが、実態はどうかお尋ねいたします。お願いします。

奥野委員長 廣田理事。

廣田理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

特別職退職手当返還金60万円歳入の件です。当初予算上では60万円を歳入予算として上げていましたが、実際、納付交渉等をしていましたが、入金がゼロということで、今回、委員会資料決算書からは削除させていただいております。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税返礼ポイント失効返還金につきまして、ふるさと納税のサイトに後で選べる返礼品というのに寄附をいただいた方があったんですけれども、この方は、返礼品として、海風館の利用券が欲しかったみたいなんです。海風館がなかなか再開しないので、ほかの返礼品はどうですかというのを勧めていたんですけれども、どうしても海風館がいいということだったんですけれど、海風館がなかなか再開しないので、謝礼返礼品分の金額を本人さんにお返ししました。その分のポイントをサイトからいただいたものになります。

それともう一点、まちづくり交流館の利用料なんですけれども、令和5年度は13事業者の利用だったんですけれども、令和6年は利用が多くて、40事業者

の方に利用いただいております。回数につきましても、令和5年度は85件の利用だったんですけれども、令和6年度につきましては235件の利用がありまして、たくさん利用いただいている状況です。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。特別職退職手当の返還金で、納付していただくのが難しい状況にあるということが分かりました。私はてっきり、私が気がつかない間に不幸があったんじゃないかと思って気になっていましたけれども、ご存命のようで、それはよかったです。

これは何ぼぐらい残ってますかというようなことを聞いてもよいのかしら。

というのと、それから、それぞれ残りもお答えいただいて、まちづくり交流館は非常に活発に利用されているようでいいことだなと、インスタグラムでもいろんな情報がよく流れてきます。いろんなことを努力しながら、利活用が進んでいるんだと、このまちづくり交流館をつくったときの理念にかなっていったらいいなと思いながら聞かせていただきました。

すみません、さっきの返還金のことをお願いいたします。

奥野委員長 廣田理事。

廣田理事 中原委員のご質問にお答えします。

返還請求した当初の金額としましては、3,326万4,000円ということでしたが、今現在、960万円を納付していただき、残りの返還金額に関しては、2,366万4,000円でございます。

川端まちづくり戦略室長 今のご質問に追加させていただきたいんですが、現在、納付困難な状態になっているということで、町では所有物件2物件について抵当権を設定させていただいております。当事者のほうで、今、任意で売却するという方向で広告等を出して、売却出来れば残債務に充てようということで進めていただいております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 納付いただけるように、働きかけもされているであろうし、物件の売却も含めて検討していただいているということで、適切に今後も納付が進んでいくように願っています。

それから、このページの下のほうで、災害救助費求償金からの4つ分、災害対

策費用保険金、これは予算に載っていましたか。私も恐ろしく寝不足になりながら、いろいろ比較していて、川端さんが載ってなかったよと教えてくれています。それで私は、これは何かかなと思って聞こうと思ったんです。先ほど、その4つのうちの一つ、岬消防署の駐車場の使用料については、先ほどの質疑で分かりました。分かったんですけど、じゃあ何で予算に載っていなかったんだろうと、何か臨時的なもので急に年度途中で発生したとか、そういうことなのかなと思ったりしているので、この辺りのご説明をいただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまの質問は、予算書に載っていなかった理由についてというお答えでよろしいでしょうか。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 予算書に載っていなかった理由と、それぞれの中身の説明をいただきたいなと思います。3つ目の中身は分かりましたので、よろしくお願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 それでは、こちらお答えは災害救助費求償金からということでしょうか。こちらの内容につきましては、令和6年能登半島地震に係る災害救助法第20条に基づく石川県への求償について、本町が救助に要した経費の交付ということで求めたものでございます。

中身につきましては、本町の職員延べ4名が能登半島地震の救助に向かいまして、それに係る人件費、超過勤務手当と交通費につきまして求めたところ、こちらが給付されたということになっております。

続きまして、消防団福祉共済返戻金でございますが、こちらにつきましては、消防団員に対する公務災害の補償のための掛金をしておるところですけれども、補償期間ごとに収支計算を行いまして、収支に差額が出た場合に、掛金に応じた金額が返還されるものでございます。ですので、先ほどのものも含めまして、こちら予算書には計上しておりませんでした。

そして続きまして、消防署駐車場使用料につきましては、先ほどご説明させていただいた内容になります。

災害対策費用保険金でございますが、こちらにつきましては、内容といたしまして、令和5年6月2日に発生しました大雨警報に伴い避難所を開設した費用に

ついて、災害発対策費用として掛けております保険金が支払われたものとなっております。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 岬消防署の駐車場の使用料が当初予算に計上されていなかった理由としまして、消防署員の人事異動がありますので、実際どなたが駐車場として使用されるかというようなことが不明ですので、当初予算では計上できておりません。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 川端室長は補足説明が上手ですね。なかなかいいところを、きちんと教えてください。

それで、いろいろ聞いていて、災害対策費用保険金、そういう避難所開設費用何かも対象になったりするんですね。勉強になります。

それで、駐車場のことなんですけど、岬消防署駐車場使用料、これは今の説明からすると、消防署員が負担しているということになるのですね。うん、うんと言っておられるので分かりました。

その岬消防署のことで午前中やり取りがありまして、岬町所有の土地を無償貸与していると、建物については、要は借金がまだ残っているから、払い終わったら泉州南消防組合に移管するという説明があったと思うんです。この扱いは、ほかの消防署においても同様なんでしょうか。何て言うか、借金含めて、泉州南は引き取ってくれないかなとか、何か都合のいいことをちらっと聞いていて感じちゃいまして、いかがでしょう。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 平成25年に泉州南消防組合として設立されておりますが、それまで岬町は阪南岬消防組合に属しておりまして、その際にも、阪南岬消防組合として岬消防署で購入した消防車両の起債の償還でありますとか、建設された岬消防署の建物の起債の償還というのは続いていたわけですが、平成25年の泉州南消防組合への合併時には、こういう取扱いの消防署は岬消防署のみでありました。ですので、起債の償還が終わった後に、建物は所有権を泉州南消防組合にお渡しするというのは岬消防署だけです。

以前、泉佐野市の市役所の前にあった市場消防署というのがありましたが、市

場消防署はその機能をなくした時点で、その建物については、泉州南消防組合で建物の撤去費用を負担し、更地にした後、泉佐野市役所に返還をすると、そういう作業を行いました。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 なんだか不公平というか、町長、町長は泉州南の消防組合の中で一定の位置におられるのかな、今はどうなんだろう。よく分からないですけども、議会からも消防組合議会の議員として派遣されている議員さんがいますから、これはぜひ主張しましょうよ。私が議員だったら大きい声で言うんですけども、ぜひ主張してください。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 平成25年に泉州南消防組合として合併する前の協議会の中で決められておりまして、岬消防署の起債の償還も今年度で終わりということになっております。市場署の撤去のときも、町長は副管理者として、正副管理者会議の中で、意見を言っはしております。ただ、平成25年以前に決められたルールでということなのでこのようになっております。はい。中原委員

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。あと1年で終わりということなら仕方がないのかな。まさかそのルールを決めるときにそんなことまで決められていて、そんなこと全然知らなかったです。何か言ってくれるみたいです。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 建物については、無償譲渡ということに決まっておりますが、現時点では起債の償還がまだ続いておりますので、譲渡はされておられません。ただ、町としましては、岬消防署に係るメンテナンスについては、岬町の所有ですが、泉州南消防組合で負担いただいております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。いろいろ努力されていることも分かりました。ありがとうございます。

委員会資料の10ページの上から7番目の弁償金、どこかで説明を聞いたような気もするんですけど、この弁償金の内容の説明をお聞きしたいと思います。

それで歳入についての私の質問は終わりです。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事 10ページ、弁償金のご説明でございます。こちらにつきましては、岬町が有しております、場所としましては青葉台みさき台自治会館のお隣のフェンスになるんですけども、そちらに、住民の誤った運転でそのフェンスを破損させたという事故が起きました。これが起きたのが平成28年3月という形になっております。

そのフェンスは転落防止のフェンスでございましたので、そのフェンスがそのままで、当然、加害者が直していただくというのが基本なんですけども、その方が無保険であったりとか、当時は支払う能力がなかったということで、一旦、危険防止のために、町の費用でフェンスの復旧しております。その分を当事者の方に求償させていただいているというもので、弁償金となっております。

当時は、復旧費用としましては37万8,000円ございまして、そのうちご入金いただいておりますのが、今現在の16万8,000円から除いた金額を入金しておりますので、今現在、16万8,000円が残額として残っております。ただ、当事者の方に年1回程度督促をさせていただいておりますが、ここ二、三年、返済が滞っているという状況でございまして、引き続き、請求を続けていって、何とか入金を促したいと思っております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 これは9年前の事故だったわけですね。そうですか、9年間ずっと督促をしたり、分納誓約の相談をしたりしながら、少しずつ納めていただいているんだなということが分かりました。

引き続き、残りの金額についても、無理のないようにお支払いをしていただきたいと、徴収の事務を進めていただきますように要望しておきます。

奥野委員長 続いて、谷地副委員長

谷地副委員長 私のほうから、それではまず一旦5ページに戻っていただいて、こちらの5教育使用料の1社会教育使用料、これの淡輪公民館使用料58万2,595円、こちらなんですけど、年々使用料が減っていると思うんです。令和4年度は66万円、令和5年度が62万円、また58万円という形で。これは使用される回数が減っているということかなと思うんですけども、実際、使用されている団体の数とかも減っていたりとかするんですか。その辺の実態が分かれば教えてください。

い。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

令和5年度が、トータル812件の利用があったのに対して、令和6年度が782件の利用ということで、利用の件数が減っておりますので、減額されているという状況でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 やっぱり利用回数が減っているということなんですけれども、利用されている団体の数というのは減ってはいないんですか。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

団体の数自体は減っておりません。利用回数が減っているだけでございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。

続いて、同じ5ページの5教育使用料、2保健体育使用料、この社会体育施設使用料についてなんですけれども、当初予算よりも増額されているみたいなんですけれども、これは、逆に年々高くなっていて、まずはこの使用料にエアコン代、これは多分、町民体育館とかも入っていると思うんですけれども、エアコン代というのは含まれているのかということと、年々増えていっている理由が分かれば教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

金額が増えておりますのは、エアコンの使用料が加算されているというのが原因でございます。

件数はほとんど変わっていないという状況でして、令和6年度は少し減っているんですけれども、エアコン代の関係で金額が増加しているという状況でございます。

すみません、間違えました。申し訳ございません。

利用の件数は減っているんですけれども、施設の利用で、最近、テニスコートの利用がかなり増えておりまして、その分の利用料が上がっている分の増額でござ

います。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 あと確認なんですけど、これにエアコン使用料は含まれてるんですか。

もう1個、たしか雑入にもエアコン利用料とあるので、ここがどういう関係になっているのか教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 先ほど間違ったご答弁をさせていただきましたが、エアコン使用料は別でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。以前に瀧見議員とかも、エアコン使用料が結構高いと住民さんがおっしゃっていて、その影響とかだったらどうしようかなと思ったので。それとは別だということでは理解できました。ありがとうございます。

続いて、6ページの17府支出金の節は1総務管理費補助金の大阪府市町村振興補助金、これが当初予算よりもかなり増えているんですけど、この理由を教えてください。1,200万円ぐらい増えているんですかね。その理由を教えてください。

奥野委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

大阪府市町村振興補助金につきましては、市町村の自立化に向けた体制整備や行財政基盤の強化の取組を支援いただいているもので、毎年、本町の取組の申請を上げさせていただいて、その取組に対して、ポイント形式で金額の配分を頂いております。

具体的に、令和6年度の本町の取組としましては、過疎地域、府内では4団体あるんですけども、そちらで集まって、勉強会であったり、意見交換会を行っておりまして、その幹事を本町でやらせていただいております。

ほかにも、財政状況の見える化の実施等を行っておりまして、そういう取組に対して、一定大阪府から評価をいただいているものとなっております。

なので、当初予算では3,000万円となっておりますが、決算上は4,250万円を大阪府の予算から配分を頂いたものとなっております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 なるほど、各町のいろんな取組を申請して、想定よりもかなり評価をいただいたと、町の取組が非常に素晴らしいという意見もあったということですね。なるほど、かなり大きい増額なので、非常に評価されてよかったと思います。引き続きお願いします。

続いて、7ページの下から3つ目、移譲事務交付金（隣保館（開始・廃止）事務）、こちらは当初予算になかったと思うんですけども、その内容を教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

こちらの分につきましては、隣保館事業、文化センターの関係になるんですが、こちらのほうで事業を廃止とか、開始とかした際の手続を大阪府から委託を受けた委託金でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 具体的にどんな事業の開始・廃止を行ったことによるんですか。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

隣保館を新たに新設したりとか、廃館にしたりとか、そういった事業でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 文化センターは、今まで隣保館として位置づけられていたとっていて、そこの何が変わったんですか。予算にないけれども新たに増えたということは、今と状況が変わったということになるのか、ごめんなさい、あまり理解できなくて。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 予算上なかったというのが、私、ちょっとよく分からないんですけど、もともとこれは、大阪府からこの事業を移管と言いますか、委託を受けた段階で、事業が1件もなくとも、最低でイニシャルコストとして頂ける金額を計上してございます。

松井教育次長 今のことに補足させていただいてよろしいでしょうか。

文化センター移譲事務交付金につきましては、令和5年度と比べて

1, 000円が減額されております。

文化センターにつきましては、事務移譲がされて、交付金を頂くということになるんですけども、算出につきましては、人件費ということになります。

算出根拠となる人件費が減額したことによって、1, 000円減額したのになります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 すみません、括弧で隣保館（開始・廃止）事務というのが付け加わっているけども、予算書にある移譲事務交付金と一緒にということですね。記載が違ったので別かなと思ったんですけども。そういった理解でいいのかなと思ったので、大丈夫です。多分そうだと思うので。予算と項目の名称がちょっと違ったので違うと思っただけです。

奥野委員長 質問者が納得しているようですから、もういいですか。

谷地副委員長 大丈夫です。

続いて、時間の都合もあると思うので絞って、9ページ、ここの真ん中ぐらいにある広報紙広告掲載料29万1, 720円で、こちらは恐らく、岬だよりの広告掲載収入かなと思っているんですけども、当初予算が48万4, 000円に対し、結構減っていると思うんです。さらに、令和5年度が57万円ぐらいあったので、その半額ぐらいになっているんですけども、その理由について教えてください。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度から令和6年度なんですが、広告の申請件数が減っています。岬だよりに掲載する広告にはなります。申請件数が減っているので、やはり大事な収入になりますので、今後、広告の掲載についてもっと広報して、広告を入れてもらうように取組はしていきたいと思っております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 具体的には、令和5年度と6年度の件数はどれぐらいなんですかね。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 令和6年度につきましては、広告の大きさが一段と、その半分と2種類あるんですけども、令和6年度、1段分は12件、その半分は2件

でした。

令和5年につきましては、1段分が25件、その半分の2件の実績になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、大きい掲載のところが一気に減ったということになるんですよね、きっと。ちなみに、広告掲載の周知というか、そういったところはどういった方法でやっているんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事 広告の周知につきましては、今ホームページに掲載しているのと、あと、岬だよりのほうに、広告を載せた際に、その広告の下に広告を取り扱っていただいた広告会社の問合せ先を載せている状況です。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 広告を掲載しませんかというような呼びかけは、どういった方法で。

岡田まちづくり戦略室副理事 ホームページで広報をしております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 何度もお伝えしているので認識されていると思いますが、ホームページの掲載は、それは全然周知になっていないんですね。ホームページはあくまで情報を置いておくところで、見てもらう仕掛けをセットにしないとあまり意味がなくて、なので、例えば、商工会さんとか、事業者さんに直接そういった広告の掲載を呼びかけるような、そういった仕掛けが新たに必要かなと思うので、これは今後、貴重な財源になると思うので、そういった事業者さんへの広告掲載の呼びかけの仕組みというか、そういったところをまた検討してもらえばと思います。

続いて、10ページの学校教育課の一番上、総合賠償補償保険金95万3,713円、こちらが当初予算だと400万円だったものが4分の1で、大幅に減っているんです。たしか、一人一台端末の保険のやつだったかなと思っていて、違ったらまた言ってください。たしか予算審査か何かのときに、この保険は途中でもうやめていますということをおっしゃったので、その関係もあるのかなと思うんですけども、令和5年度が144万円で、そこと比較しても大幅に減っているので、これの当初予算との差額の理由を教えてください。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。お見込みのと

おり、G I G A端末学習用端末向け動産保険料に係る収入となっております。

また、保険の手續に関しまして、お見込みのとおり、年度途中において解約をさせていただいております。

主な理由としましては、現在の故障端末の状況と、保険金を掛けたときの場合を比較しまして、できるだけ現在ある予備機の中で運用を行うということで、歳出予算の節減をさせていただきました。

こちら歳入として、令和6年度において記載されておりますのは、年度途中で保険の手續が解約予定となりましたけれども、事故発生日を起点に、事故発生日内に発生した端末におきましては、効力を発揮するものとみなしましたので、その保険金を基に修繕をしたために、保険金が本町に歳入された分を収入として決算額に反映しております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ありがとうございます。ちなみに、この保険はいつ解約されたんですかね。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。令和6年7月

1日、午後4時までに発生した故障機器に対して保険適用とみなしておりました。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、令和6年6月ぐらいの時点で解約して、7月1日までの故障だったら対処できますよということですか。分かりました。予備機のほうが安上がりだということで見直しを図っていただいたのは非常にいいなと思っているので、理解しました。

そこで関連するんですけれども、そこから3つ下、学習用端末修繕負担金、これは逆に、保険適用外で、個人負担での修理という判断に至ったものかなと思うんですけれども、なかなか個人負担になるケースはそんな多くないと思うんですけれども、これはどういった状況だったのか、お答えできる範囲でお願いします。

個人負担だったら、故意に壊すとか、そういったレベルだと思っているので。

奥野委員長 牧野主幹。

マノ学校教育課主幹 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。お見込みのと

おり、故意により破損した場合の修繕費用になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました、故意かどうかという判断は非常に難しいことだと思うんですけども、そこは必要であれば個人負担を求めるところもちゃんと言わなきゃいけないと思うので、そこは引き続きお願いします。

最後です。10ページの一番下、エアコン利用料についてなんですけれども、こちらは対象施設がどこまで入るのかなと、多分、さっきおっしゃっていた町民体育館とかも入るのかなと思っているんですけども、対象施設がどこかというところと、あとは当初予算では144万円ということで、そこからは半額以下に減っているんですけども、その理由について教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

対象施設でございますが、文化センター、岬の歴史館、岬町スポーツ広場、淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校、岬中学校の各校体育館、それと町民体育館の分となります。

金額につきましては、体育館の利用料がそれなりにたくさんあるだろうということを見越して、このような計上となっております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。ここも、先ほど少しお伝えしたとおり、以前に瀧見議員がエアコンの料金が高いとの話が住民さんからあるとおっしゃっていて、それによって夏場とかの体育館の利用を控えているという影響とかがあったらちょっとと思うので、またそこは、もしも住民さんからそういった声があれば、また慎重に検討してもらえればと思います。

奥野委員長 歳入の質問を終わってよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 では、歳入の質問を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、議会費に入ります。決算書70ページから73ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで、議会費の質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。決算書72ページから107ページをご覧ください、ただし、82ページから85ページ目6.「交通安全対策事業費」、84ページから87ページ目7.「企画費」節12.委託料のうち住民課所管分、92ページから93ページ目10.「デジタル田園都市国家構想交付金事業」節12.委託料のうち生活環境課分、96ページから101ページ、 項3戸籍住民基本台帳費は、ほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑、どうぞ。

坂原委員。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 決算書93ページです。目10のデジタル田園都市国家構想交付金事業費、学校教育課の件で、総合型校務支援システム導入及び保守業務委託料とあります。

この内容について教えてください。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

この校務支援システムに関しましては、生徒児童の学習指導の充実や教職員間の長時間勤務に対する課題を取り外すため、教職員の方の業務負担軽減を行うために導入しております。

概要につきましては、児童生徒の基本情報や出欠状況、成績情報や保健情報の管理のほか、時数管理や在校時間の把握、職員間のグループウェア機能を搭載しております。

こちらにおいてメリットといたしましては、教職員の方が作成した教材などをクラウドの中で共有し活用することで、児童生徒向けの授業の拡充を図っております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 大体内容は分かりました。この金額の中身が、導入費用と保守業務委託料と入っていると思うんですけど、導入の時期は導入の費用、あと毎年ランニングコストがかかると思うんですけど、毎年かかるランニングコストというのはどれぐらいの費用になるのか、教えてください。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、導入に係る項目に関しましては、お見込みのとおり、システムの導入費用と保守費用に分かれております。

その中でも導入費用の中に関しましては、端末の利用料やシステムの内容ですとか、セキュリティ関連の導入と設定などが含まれております。

また、ランニングコストに関しましては、こちら3か年におきましては、令和6年度のこちらの歳出において支払い済みでございますので、ランニングコストに関しましては発生いたしません。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 校務支援ソフトと通常言うらしいんですが、これは職員の働き方改革の一環としても、先生方の業務の効率化を図るという観点から、私もこれを提案させてもらったんですけど、実際に導入して、教職員の現場での反響とかはどうでしょうか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 まずは教職員間の状況なんですけれども、令和7年4月、5月、6月、7月と令和6年4月、5月、6月、7月の時間外勤務を比較したところ、いずれの月も削減されております。

また、こちらのシステムのメリットなんですけれども、今まで書類化されていたものを電子化することで、スムーズに教職員間において情報共有を行ったり、児童生徒の状況をリアルタイムで把握することができるのがメリットとして捉えております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 ありがとうございます。導入費用はかかっていますが、その分だけ先生方の業務の効率化につながってるということですね。これは引き続きよろしくお願いします。

次の質問ですが、その上のほうにデジタル推進課の分で、マイナンバーカード対応記帳台帳導入及び保守業務委託料とあります。これの内容を教えてください。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想交付金事業としまして、マイナンバーカード対応記帳台及び保守業務委託料を支出しております。こちらにつきましては、いわゆる

書かない窓口ということで、マイナンバーカードですとか、運転免許証などを利用して、申請書等に住所・氏名・生年月日を印字するものです。申請書等の記入項目が少なくなるというメリットがあります。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 書かない窓口のことですよね。実際にこれを導入してから使用実績はどんなものでしょうか。

光岡デジタル推進課長 導入いたしましてからの使用件数としましては、令和6年度の12月から3月の4か月で53件となっております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 実際に私も使ってみました。便利ですね。マイナンバーカード、免許証を入れたら自分で何も書かなくてもいいと、それから後日、田代町長も使っておりました。使い方がちょっと分からなくて、操作を教えてもらう必要はあるんですけど、でも簡単に使えますからね。53件というのが多いか、少ないかということなんですけど、これの存在自体をまだ知らない人が多いと思うんです。場所は確かに役場に入って正面にあるんですけど、目立たへんのですよね、柱のところですね。だから、もっと看板を大きくするか、何か目立つように、書かんでもええ窓口やと分かるようにもっと宣伝してほしいと思うんです。それから、それ以外でも、ホームページやら岬だよりでも、もっとこんな便利なものがあるよと、それをもっと周知してほしいと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 看板につきましては、この事業の際に業者に委託して看板を作成しております。ご指摘としましては、もう少し看板を大きくというところですけども、こちらについてはまた検討させていただきたいところです。

広報につきましては、岬だよりに掲載しておりまして、令和6年度におきましては、令和7年の2月と3月、令和7年度に入りましても令和7年5月号に掲載させていただいておりまして、ホームページでの周知とともに、岬だよりでの広報啓発活動にも取り組んでいるところです。

奥野委員長 西部長、補足ですか。

西総務部長会計管理者 この申請システムにつきましては、坂原議員にご説明いただいたとおり、申請書の作成を簡便にして、より迅速に行えるようにすることで、住民

サービスの向上を目指すということで導入したものでございます。特に、増加する外国人申請者の方に有効な支援を提供できる機能と考え、また、行政手続の電子化、効率化を進めることで、窓口業務の負担軽減やコスト削減につながるということも期待して導入しているものでございます。

現時点において、利用率が低迷しているという課題については真摯に受け止めております。一般的にデジタル申請の普及には、坂原委員がおっしゃるような認知度、それから機会の提供、操作の慣れという、この3つの要素が同時に満たされなければならないと言われております。特に、いわゆるデジタルリテラシーの高い層の方であっても、このデジタル申請を認知していないことが一定程度存在して、利用したことがないという理由として、知らなかったことが大きく影響しているという指摘もございます。この点はデジタル化を進める上で頻繁に直面する課題と認識しております。

今後の対策といたしましては、まず申請書作成支援システムを利用する場面で住民の方が身近に感じられるよう、分かりやすい周知ツールというのを作成していきたいと考えております。

住民の皆様にとっては、より便利な行政サービスを提供するということにつながるかと思いますので、引き続いて周知に取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 それで進めていってください。よろしくお願いします。

あと、実際にその機械を使おうと思って、機械の前に立って、でもちょっと使い方が分からへんというときに、誰かがこれを教えてあげることがいいんですけどね。窓口の人が気がついたら、ちょっと見て、教えてあげると。確かに先日は町長がやっていて困っていたら、すぐに職員が来ていましたわ。でも、一般住民の場合はどうかということですよ。せっかくそこまで行ってやろうとしているけども、分からへんから、もうええわ、こっちでやるわとなってしまうと。その辺のことを考えてあげてほしいんですよ。今後よろしくお願いしておきます。それで結構です。

続いて、97ページですが、節13使用料及び賃借料、ここにe L T A X関係

の予算が上がっているんですけど、このe L T A Xというのは、税金の申請ですよ。窓口に来て手続をしなくても、自分の端末から申請できるというようなのだと思います。これの実績とかいうのは分かるんでしょうか、数字とか。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 坂原議員のご質問にお答えいたします。こちらのe L T A X関係の使用料につきましては、委員がおっしゃったとおり、税の申告の部分もありますし、納税していただく部分で利用していただくこともありまして、まず納税につきましては、QRコードを利用して、銀行などに出向かずに、自宅でスマホなどを利用して納税いただいた令和6年度の実績が1, 6 5 1件、課税に必要な情報として、事業所等から送られてくる給与支払報告書が、令和6年の1年間で8, 4 8 2件あるんですけど、うち4, 8 8 3件、約5 7 %が電子データで送られてきていまして、年金支払報告書につきましては、全体で8, 3 0 1件のうち、8, 2 2 6件と、9 9 %が電子で送られてきております。

納税者の方にとっても、町の職員にとっても、データで取り込めるので、利便性の向上につながっております。

奥野委員長 続いて、瀧見委員。

瀧見委員 谷地副委員長、先ほどは、私のエアコン代のことに関しまして、2度も名前を出してまでありがとうございます。また一般質問でお聞きしたいと思います。

1点、教えてください。9 3ページ、節1 8の下から2つ目、婚活支援事業補助金の活動内容、もしくは実績について教えていただけますでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 婚活支援事業補助金の内容につきましてご説明させていただきます。婚活支援の事業の内容なんですけれども、令和6年1 2月2 1日に、まちづくり交流館にてイベントを開催していただきました。

内容は、イタリアン料理を食べながらボードゲームとか、占いとかをするような内容だったと聞いております。

参加者は、男性5名、女性5名。男性5名のうち、岬町在住者3名の参加がありました。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。地方で、地方でというのは言葉が悪いかも知れないですけど、特に人口の少ないところで、どこの地方公共団体も結構力を入れてやっておられる事業だと思うんです。いずれ結婚されて、移住・定住の観点から人口を増やそうということでされていると思うんですけども、こういう事業が先々、言葉は悪いかも知れないけど、ボディーブローのように、じわじわ、じわじわ効いてきて、人口が増えなくても、せめて維持ができるというような形に持っていっていただきたいなと。いずれ結婚されて住んでいただいて、お子さんも産んでいただけるというような形を目指して、どうかこういう地道な活動に頑張ってください。よろしくお願いします。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 90ページ、91の地方創生総合戦略事業費についてお聞きいたします。その中の報償費ですけれども、不用額もかなり残っていますけれども、特に岬町まちづくり総合戦略会議、これをやった回数。

それから、出産祝い金、これの当初予定の件数と実績についてお願いしたい。

それと、ビジネスプランコンテスト、これも大概好評で、受けられる方は喜んでおられました。ただ、もうちょっと金額を今後考えてあげていただきたいなという思いも付け加えて、感想もお聞かせいただきたいと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 道工委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、総合戦略会議の報償費についてですけれども、令和6年度は、会議1回開催しております。この会議につきましては、毎年1回開催させていただいております。令和5年については、デジタル田園都市構想総合戦略策定のために会議を2回開催しております。

次に、出産祝い金事業の報償費なんですけれども、令和6年度の実績が40件ありました。見込みとしては720万円を見込んでいたんですけれども、実際の申請件数が少なくなっている状況です。

ビジネスプランコンテストにつきましては、令和5年度は申請件数が少なかったんですけれども、令和6年度につきましては、14作品の応募がありました。応募も増えていることから、活用していただく方にとっては、できるだけ賞金が

多いほうがいいとは思っているんですけども、予算の関係もありますので、検討しながら考えていきたいと思います。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 ごめんなさい、マイク入れてなかった。もう一回言います。

出産祝い金の事業報告についてですけれども、例年、60人ぐらいは生まれてあったのかな。それが40件、実質減っているかも分かりませんが、この制度があるということのPRはきちっとできているのかどうかということの確認をしたいと思います。

それと、ビジネスプランコンテスト、これはかなりいろいろこのテストを受けるについては資料づくりのボリュームもかなりあるようですが、その点を考えると、今、ご意見いただきましたように、ぜひとももうちょっと金額も上げていただきたいということだけお願いをしておきたいと思います。

出産祝い金だけお願いしたいと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 出産祝い金につきまして、令和4年度は47件、令和5年度が41件の申請がありました。令和6年度の住基上の出産人数は43件です。住基上の43件の期間と申請の期間とずれているので、同じとはいかないと思っているんですけども、出生届を出しに住民課の窓口に来ていただいたときに、住民課からご案内していただいていますので、ほぼ漏れなく申請していただいていると思っております。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 出産祝い金も、皆さんに喜んでいただいている制度ですから、私、前にもちょっと言わせてもらったんですけど、やっぱり子ども1人つくったら大変費用がかかってくる。せめて10年間ぐらいは、たとえ年に10万円でも応援できるような、そういうことも一つ考えてあげていただきたい。そうすると子どもも産みやすくなるでしょうし、岬町に行って子どもを産みたいなと言うてもらえることになってくると思うので、この点だけ要望としてお願いしておきます。

奥野委員長 答弁よろしいですね。

出口委員。

出口委員 93ページの節18岬高校生地域活動支援事業補助金が43万2,665円出

ておりますけども、これの詳細の内容、どういう事業をされているのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、14件の事業をしていただいております。例えば、岬高校版モノポリー事業というのがあります。ボードゲームでモノポリーというゲームで、それを用いて国際的なことを学ぶという取組をしております。この事業につきましては、今開催されている大阪関西万博でもPRをしていると聞いております。

ほかにも、日本文化茶道体験国際交流事業があります。茶道を通じて、外国人技能留学生在が岬町での文化活動を学んで、岬町への見識を深めるきっかけとなるという事業です。

ほかに、せんなん里海公園の生態系を観察や深日・洲本ライナーを活用して、深日港、航路の活性化の事業もしていただいております。

ほかには、クリケットによる異文化交流というのもしていただいております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 いろんな事業をされているということが、今、岡田課長の説明でよく理解できました。

その中でも、岬斎場へ行く信号の角に岬高校の田地があって、ヒマワリを植えたり、いろんな作業をされていると思うんですけども、どういう作業をされているのか、その辺をお教え願いたいと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 岬高校の農園と思うんですけども、農園のほうで、町内にある日本学校の生徒さんと岬高校生と一緒にヒマワリを植えて育てたりしていると聞いております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 せっかくそういうふうにも有効利用してもらったのなら、ヒマワリのは後コスモスとか、もしくは、またほかにサツマイモとか、もう少しいろんなものができたら、岬町内の幼稚園保育士の方々は芋掘り体験をしたり、いろんな体験をされ

るようなお考えはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 保育所で、農作物の体験ではないんですけれども、手作りのおもちゃを作って、保育所の児童と遊んだりという事業はされてるようです。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。できましたら、特に、多奈川のある方々で6月にモチ米を植えられて、収穫された後、また餅つきをして、保育所、小学校の方々が田植の体験をされたり、餅つきの体験をされたりしているようなところがございますので、やはり地域に密着できる岬高校であるんであったら、そういうところの面も、もう少し農業体験ができることもできたら考えていただきたいなど。古代米もそういうような形で商工会議所がやっておられると思いますけども、その辺もできたらもう少し岬町の命で古代米を出しているんだったら、もっともっと作付を増やして、考えてもらいたいと思いますけども、どう考えておられますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 この事業につきまして、令和6年度の2月か、3月かだったと思うんですけれども、高校の先生による報告会をしていただいたんです。どういった内容をしていただいたかというのを校長先生からいろいろ説明していただいたんですけれども、今年度についてもそういう報告会というのを実施したいと思っていますので、そこで意見交換もできる機会があると思うので、その場で、町としてもこういう事業もしてみていただきたいというような内容のお話をさせていただければと思っています。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。できましたら、保育所、幼稚園の方々、小学校の低学年の方々には、やはりいろんな体験をしていただくことによって、また逆に、漁師の方々にも引網漁とか、そういうところも考えていただいて、できたら実施してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

奥野委員長 続いてどなたか。

谷崎委員。

谷崎委員 財産管理費の83ページの節27繰出金で、多奈川財産区と淡輪財産区にそれ

それ繰出金が出ておりますが、これはどういう内容なのか。それと、深日財産区にはないのかということをやっと伺いたいと思います。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 谷崎議員のご質問にお答えいたします。私からは、淡輪財産区特別会計の繰出金につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、決算額37万8,930円ということで、淡輪財産区へ町からお金を支出している分になります。こちらにつきましては、淡輪のシーサイドヴィラのマンションの駐車場部分に淡輪財産区の土地がございます。その部分と、町の敷地もあるんですけども、合わせて約687.45平米をシーサイドヴィラに賃貸借ということで駐車場としてお貸ししておりまして、その分の賃貸借料のうち、財産区の取り分でございます51%を財産区のほうに繰り出しているということで、37万8,930円を繰り出しているということでございます。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 多奈川財産区特別会計繰出金につきまして、いきいきパークの企業誘致に伴う年使用料のうち、多奈川財産区に繰り出すものとなっております。ユーラスナジーと合同会社クリスタル・クリア・ソーラーへの土地の貸付収入からの繰出金になります。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 これも51%ですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 土地使用料の51%のうち、基金の積立金全体の20%を除く額となっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 深日はないんですよね。なうとか、それだけですね。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 深日は繰出金はありません。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 財産区は全国で3,900とか、4,000ぐらいあるみたいですけども、はっきり言うと、非常に無駄な組織だと思いますけども。財産区がないから、こう

いう財産区からの繰出しが逆にもらえないからこの事業ができないとか言われる理由づけにされることもあります。非常に無駄な組織だと思います。

次の質問ですけれども、賦課徴収費の97ページの22償還金、税務課で徴税過誤納償還金421万円とありますが、これはどういふか過誤収納に係るものなのか教えていただきたい。

奥野委員長 竹田課長。

竹田税務課長 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

町税過誤納償還金につきましては、納税者の方から修正申告があったり、二重納付があったときの還付金になります。

内山財政改革部長 この過誤納償還金ですけれども、令和7年度で言うと、令和6年度以前に収納された分で、今説明がありましたけれども、住民税でしたら、修正の申告とか、あるいは税全体ですけれども、二重で納付されたとか、そういったものがあればお返しすることになるんですけれども、その分です。過去に収納された分の返還金、償還金ということになります。

奥野委員長 続いてどなたか質問ございますか。

中原委員。

中原委員 決算書の79ページ、右上の備考の中の危機管理担当の防犯カメラ設置補助金についてお尋ねします。

予算では20万円ちょうどでしたが、支出としては57万8,000円ということで、設置箇所が増えていってるのかなと思いますが、昨年度中の設置状況についてお尋ねします。お願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまのご質問につきまして、防犯カメラ設置補助金、今年度の決算額は57万8,000円となっております。

内容といたしましては、今回、3地区で合計6台のカメラを設置いただいたことに対して補助を行っておるところでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 その中に、複数回目の申請、それから、交付といたしますか、支出といったことは、今回はありましたか。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長　ただいまのご質問につきまして、
今回、1つの自治区で2回目の申請がございました。それについても交付対象としております。

奥野委員長　中原委員。

中原委員　自治区からの要望に応じて、制度も柔軟に利用されているようで、引き続き要望に応じていただければと思います。

決算書の81ページの一番下の節12委託料の総務課、町有地側溝清掃委託料とありますけれども、これはこういった事業であったのか教えてください。

奥野委員長　南理事。

南総務部理事兼総務課長　中原議員のご質問にお答えいたします。

町有地側溝清掃委託料47万5,200円ですけれども、こちらにつきまして
は、当初予算にはなかったんですが、場所は多奈川の小田平地区の町営住宅の山手になるんですけども、そちらの山側ののり面が町有地になっておりまして、そののり面の下の方に山からの水を流す側溝が入っておるんですが、過去からの雨とかでその側溝がかなり土砂で埋まっておる状況でございまして、側溝が埋まっているがため、多く雨が降った際に住宅地に水が流れ込むというようなことが発生しておりましたので、その水の流れをよくするために、その側溝を清掃するために委託を行ったものでございます。

奥野委員長　中原委員。

中原委員　結構な範囲だったんでしょうか。

奥野委員長　南理事。

南総務部理事兼総務課長　すみません、はっきりとした延長はこちらに今資料がございせんが、恐らく100メートル近くの距離の側溝清掃していただいたと記憶しております。

奥野委員長　中原委員。

中原委員　恐らくこれは自治区の要望に基づくものというところですか。

奥野委員長　南理事。

南総務部理事兼総務課長　自治区の要望といいますか、付近に住まわれている住民様から苦情をいただいたもので、それに対応するためにさせていただいたものでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

85ページが一番下の企画地方創生担当、大阪の子どもたちの万博への招待事務委託料とありますが、これは実際に招待されて行くのは今年度ですが、昨年度において何か事務が必要で、それをどこかに委託したということだろうと思います。これはちなみに2回目の招待のことを言っているんですね。

それで、これはどんな事務が必要で、どこに依頼をしたということになるのか、お願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

大阪の子どもたちの万博会場への招待事業の事務委託料なんですけれども、これは学校からの招待ではなくて、町が招待するものになります。

この事業については、大阪府のシステムを利用させていただいております。実際、万博が始まったのは今年度になるんですけれども、この申請期間が令和6年9月13日から始まっていますので、令和6年度につきましても委託料が発生しています。

この委託料の内容なんですけれども、申請する際に審査する手数料となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃった審査というのは、何を審査をするんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 岬町に住所がありますとか、年齢とかを審査させていただいております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 どこに委託したということになるんですか。すみません、ちょっと聞き逃したかも。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 システムにつきましては、大阪府が構築したシステムを利用しています。その委託先は、株式会社ギフトパッドに

なります。

奥野委員長 中原委員。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 大阪府が構築したシステムを使って、株式会社ギフトパッドというところが申込みをした。ちょっと私、具体的なことがよく分からないんですけど、2回目の招待というのは、具体的にはどういうふうに招待を受けるのでしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 4歳から高校生18歳までの子どもさんに入場券を発行するものになります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 入場券を発行する。紙の入場券を、言わば対象者に送り付けるということですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 紙のチケットではなくて、希望された方にネット上で申請していただくんです。大阪府が構築したシステムで申請していただいて、それを申請していただいて、それをまた本人さんで万博協会のサイトで、万博IDとひもづけをしていただいて、万博の会場に入場できる状態になります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 これは、そしたら何らかの手続を、何かスマホとかでQRコードを読み取ってとか、そういうことを対象者がすることになるわけですね。その4歳から18歳までの人か、親か分からんけど。要は、あなたが対象ですよというのをどうやって知るのかなと。聞いていることの意味は分かりますか。例えばうちに4歳から18歳の子どもが1人いるとします。申し込む権利を手になっているわけですね。権利は手になっているけど、どこにどうやって申し込むんだろうと思うじゃないですか。それは各対象のうちに何かを送ってとかするんですか。そこがちょっとよく分からなくて。お願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 対象者一人一人に文書を発送するとかはしていないんですけども、ホームページと岬だよりの去年、令和6年9

月号にこの事業をしますというのを載せております。また、今年につきましても、岬だよりの4月号と7月号に掲載しています。それとあと学校を通じてチラシを配架させていただいております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

何人が行ったかとかは分かるんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 今年の令和7年8月7日時点の申請件数が248件になります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。詳しく教えていただいて。

また、万博が終了したら、最終的に2回目の無料招待を利用された方の数を教えてもらえたらありがたいなと思っています。

引き続き質問してもいいですか。ありがとうございます。決算書の87ページの上半分のところで、真ん中辺りにデジタル推進課の住民情報システム改修委託料とあります。これは何だったか、多分、過去にも聞いているんですけど、何か似たような名前のものがいろいろあったりして分からなくなってきていますので、再度教えていただきたいと思います。

それから、同じページの一番下の留学生交流事業負担金、これは予算では14万7,000円、決算としては8万9,571円ということですが、これはどういう事業の負担金だったのか教えてください。お願いします。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。まず、こちらからは住民情報システム改修委託料についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、ガバメントクラウドへの移行及びシステム標準化業務委託ということで、令和8年度からガバメントクラウドを使った標準システムに移行するに当たり必要となるシステム改修費用となります。

もう一つが、社会保障・税番号制度関係で、データ標準レイアウトの改版対応に係るシステム改修の委託料ということになります。

奥野委員長 川島理事。

川島まちづくり戦略室理事 続きまして、留学生交流事業につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、大阪公立大学の留学生と岬町の多奈川小学校との交流事業に対する公立大学に対する負担金でございます。

公立大学の留学生四、五人をコアメンバーとしまして、多奈川小学校の運動会であるとか、学芸会であるとか、年間を通した事業、イベントに参加していただいている事業費の負担金になります。

あわせて、当初予算から大幅に負担金額が減っているのは、公立大学サイドが中島記念財団というところに補助金の申請をしまして、財源を確保できたことによりまして、公立大学と岬町の負担額が減ったということになります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。ありがとうございます。

住民情報システムの改修についてですけど、2つの改修を行ったということですね。今年度中の改修というか、令和8年度からの運用が義務づけられているので、その準備を昨年度も行っていたと。ちょっと社会保障・税番号何とかかんとかとおっしゃっていたのが、ちょっとうまく聞き取れなかったんですけど、いわゆる二十業務でしたか、その標準化ではない。またちょっと違うかな。2つ目の事業のことをもう一度お聞きしていいですか。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 2つ目の事業としてご案内いたしました社会保障・税番号制度データ標準レイアウト改版対応についてご説明いたします。

こちらにつきましては、住民情報システムでマイナンバーを扱って、他市等とデータ連係する際のデータ標準レイアウトが、毎年、毎年、改版されるんですけども、その改版に対応してシステムを改修するためのシステム改修の委託料ということになっております。

具体的には、令和6年度6月改版におきましては、個人住民税、児童手当、子育て支援、健康管理のコロナ関係であったりですとか、健康管理のヒトパピロームウイルス対応でありますとか、そういったようなシステムの改修、それとそのパッケージとSE作業料ということになっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。今、毎年、改版されるということは、毎年システム改

修が要るということなんですか。うん、うんと言っておられますけれど、毎年何百万とかがまたかかってくるということですか。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 令和6年度におきましては、こちらの事業としましては334万1,250円の決算となっております。

なお、令和5年度決算におきましては、75万9,000円でありました。

毎年、毎年必要となっておりますけれども、その年々の改版レイアウトがどれほど変わるかによってシステム改修の委託料が変動するという形になっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 そうだったんですね。私は、もう一回標準化というのをやってしまったら、それであとマイナンバーとの連携というやつをやっちゃったら、ある程度何年間かはそれでいけるのかなとか思っていたんですけども、そうでもないのですか。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 こちらの社会保障・税番号制度のシステム改修につきましては、標準化とはまた別のものとなっております。マイナンバーを使った情報連携に係るものということになっておりまして、標準化後も毎年、毎年、社会保障の税番号制度のデータ標準レイアウトの改版というのは行われる見込みとなっておりますので、標準化する、しないにかかわらず、全く切り離したものとして、毎年、毎年、発生する費用になるのかなと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 谷地副委員長やったら、今の話を聞いていて分かるんですかね。私、もうだんだん分からんようになってきて、難しいですね。なかなか自治体のデジタル化に取り残されております。光岡さんに別に何を聞くわけじゃないんです。僕はどう答えたらいいんだろうみたいなことは考えなくていいですから、難しい。こういう分野は私疎いんで。そうですか、システムの標準化という言い方をよくしますやんか、この分野ではね。だけど、社会保障・税番号の問題で言うと、データ標準対応という言葉を使ったので、私はこれも標準化の一環かなと思っていたけど、また違うということなんですね。また、おいおい学んで知っていきたいと思います。

この問題では、前にも自治体の負担が実際には増えるやんけという問題があると、要望もしているということになっているので、負担ができるだけ増えないようになったらいいなと思っています。

ただ、昨年度ではあまり分からないかもしれませんが、いわゆるデジタル化を進めることで、職員の方々の事務負担が軽くなったというような、何か具体的な事例とかがあれば聞きたいなと思うんですけど、これは別に光岡さんじゃなくてもいいんですけど、ここにおられる方で、デジタル化の恩恵を受けたと、これがデジタル化のメリットだというやつが、まだあまり本格化してませんが、あったら、あったらでいいですよ。無理して絞り出さなくてもいいですよ。

奥野委員長 西部長。

西総務部長会計管理者 デジタル化については、住民の方向けの部分と、それから行政内部向けの部分がございます。特に効果が大きいというのは、文書管理、それから電子決裁関係をデジタル化したということで、今まで紙ベースで決裁とか、文書のやり取りをやっていたものが、電子上でできるようになりましたので、例えばリモートでも決裁処理できますので、役場に滞在していなくても、家で事務処理をしようと思えば、できるということで、そういう面ではかなり事務の効率化とかは図られているのではないかなと思います。

奥野委員長 中原委員、3時まで時間をどうぞ。

中原委員 分かりました。いろいろまた教えてください。何か実感されたこととかがあったら、またおいおいお聞きしたいと思います。交流事業についても教えていただきました。ありがとうございます。

89ページの真ん中に水平線がありますが、その一つ上の社会保障・税番号制度中間サーバー負担金というのがあります。これは何かと思って、中間サーバーというのが要るのですかというような疑問です。どこかを介す必要があるのか、これは697万ですよ。何か一々、ソフトなのか、何なのか、こういう分野はお金がかかるようですけども、中間サーバーというのは必要なんだろうけど、その辺の理屈を教えてもらおうかなと思います。

それから、同じページの下半分の目8人権啓発費の中で、7報償費、人権週間イベント出演謝礼についてお尋ねします。予算としては10万円組まれていて、決算としては8万円とあります。予算のときにお尋ねしたら、人権週間イベント

出演謝礼のことだったのか、もう1個の講師謝礼7万5,000円、これは支出されていませんけれども、そっちに関わってか、大阪府の人権協会からハウさんという方にお越しいただくというようなことをお聞きしたかなと思います。この報償費のところで、いわゆる講演会というか、イベントを実施されたようですが、その内容のことと、それから講師謝礼7万5,000円、これがなくなっているもので、何か予定していたけれど実施されなかったということになったのか、その辺りの事情をお聞かせください。お願いします。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 中原委員のご質問にお答えします。デジタル推進課からは社会保障・税番号制度中間サーバー負担金についてご説明をさせていただきます。

こちら、中間サーバーといいますのは、マイナンバー制度で自治体が他団体との間で情報を連携するために必要となるものとなります。自治体が保有する住民の情報というのは、国が運営する情報提供ネットワークを介して、国や他団体が持つ情報と連携させることとなっております。自治体が各業務システムを自治体同士で直接つなぐのではなく、間に中間サーバーに入っていただくということのために、中間サーバーが必要となっております。

こちらの費用につきましては、その運営と更新に係る費用の負担金となっております。まして、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISというところに対してお支払いしている負担金ということになっております。

奥野委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、こちらの男女共同参画の関係の人権週間の講師謝礼10万円に対して、決算額が8万円ということで、こちらに関しましては、令和6年、昨年の12月1日に人権週間の記念講演会として、世界人権問題研究センター登録研究員の源淳子先生をお招きし、男女共同参画に関する講演会を岬町文化センターで開催させていただいた分の決算額になっております。予算は10万円で組んでおりましたが、結果として8万円ということでお受けいただけましたので、その差になっております。

またあともう1点、予算書にありました人権週間のイベント出演謝礼と講習事業に係る一時保育謝礼等につきましては、男女共同参画に関する講演会と講座等

を予定して当初予算を組んでいたものになります。ただ、12月1日に行った講演会のテーマが、「これからの男女共同参画社会に向けて～なぜジェンダー平等を目指すのか～」ということで、男女共同参画に関する内容を取扱わせていただいていたことから、令和6年度につきましては、重複を避けて、男女共同参画に関する講演会はもう開催しなかったという形になっています。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 源先生の講演、とても行きたかったんですけど、ダブルブッキングしていて行けなくてとても残念でした。

もう一回、男女共同参画をテーマにした講演会を予定していたということですけど、これはたまたまテーマがかぶったということなんではないでしょうか。もともと2つとも男女共同参画をテーマにしたものと思っていたわけではなかったということでしょうか。

奥野委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

人権週間の記念講演会は、もともとテーマが男女共同参画でと決まっていたわけではありません。別に男女共同参画の講演会という形で二本取りという形になっていたのですが、久しぶりに開催させていただく中で、男女共同参画のテーマを、今回、一番最初に持ってこさせていただいたために、重複してしまったという事実がございます。なのでそのようにご理解いただけたらと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 こういった事業の企画とか運営は、準備も含めて、あと講師の都合とかもありますけれど、なかなか大変だと思うんです。ですけど、学びの機会は回数が多いほうがいいわけで、例えばテーマを少し変えて、もう一回講師を招いての企画というのができたらよかったんじゃないのかなと思いますので、また今後、予算取りしていたものについては、いろいろ工夫して取り組んでみていただけたらなと、聞いていて思いました。

もうちょっと聞いていいですか。ありがとうございます。91ページの日9地方創生総合戦略事業費の節1報酬の会計年度任用職員報酬に関わってお尋ねします。

ここに書いてある会計年度任用職員というのは、地域おこし協力隊も含まれる

ということかと思っているんですけど、それは合っているかどうかということ。

それから、一番下の項目の滞在型着地型観光プログラム造成業務委託料、これは深日・洲本ライナーとも関係あるのかなと思っているんですけど、過去の議会でも造成業務については出てきたと思いますが、改めて内容についてご説明いただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

1 報酬の会計年度任用職員報酬についてですが、中原委員がおっしゃるように、地域おこし協力隊のみの報酬となっております。

奥野委員長 川島理事。

川島まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

プログラム造成業務委託料としまして、委員のご質問のとおり、こちらにつきましては、岬町観光協会、淡路島観光協会等に委託を行いまして、バスツアーであるとか、トレッキングツアーであるとか、周遊ツアーを委託している業務内容の項目になります。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。1つ目の会計年度任用職員については、お一人の地域おこし協力隊の方の報酬だということ。2人、ちょっと説明してもらおうわ。予算のときは2人と言っていて、予算は634万4,000円だったかなと。ご説明をお願いします。

奥野委員長 中塚課長。

中塚町長公室担当（人事担当）課長 中原委員のご質問にお答えします。

令和6年当初予算におきましては、地域おこし協力隊は2名雇用で予算計上をしておりました。令和6年6月から地域おこし協力隊を2名雇用したんですけども、途中の令和6年11月30日付で1名の地域おこし協力隊の方が退職されましたので、12月以降は1名の地域おこし協力隊の予算となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 91ページの地域おこし協力隊のことなんですけど、2人の雇用で、お一人は11月末でお辞めになったということはお聞きしました。それで、もう1人募集したりとか、そういうことはしないんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和7年度につきましては、今、1人で活動いただいております。また、令和8年度につきましては、できれば2人体制でいきたいと思っております。

奥野委員長 再開いたします。

誰から質問しましょう。

中原委員。

奥野委員長 委員長、質問の前に、議会の運営の中で、今日みたいな決算委員会とかだと、職員の皆さんの拘束時間が長くなるじゃないですか。それで、ずっとどうしてもいなきゃいけない人というのがありますけど、町長とかはいつボールが飛んでくるか分からないので、そういう方は席にいていただかないといけませんけど、説明のために来ていただいている職員の方の中で、ご自身の担当分野の事業の範囲が終わったら、もう自席に戻って、ご自身の別の仕事というか、本来の仕事をさせていただくというルールを決めていたと思うんですけど、昨日の厚生委員会もそんな感じの運用になっていなかった感じがして、今日もどうなんだろうと、そういう運用で、もう担当分野のところの説明が終わったら席を立っていただくということになっているのでしょうか。

奥野委員長 事務局、対応はどうでしょうか。

米原事務局課長 中原委員のおっしゃるとおりの運用なんですけど、範囲が全般に広がっておりますので、今回は皆さん着席されてるという状態です。

奥野委員長 では続いて、質問どうぞ。

中原委員 93ページの一番上の箱の中の定住促進プロジェクトリーフレット作成委託料に関わってお尋ねします。いろんな宣伝物を岬町として作っておられると思うんです。リーフレットだったか、ポスターだったか、要は、そういうのに写真を使ったりすると思うんですけど、そのときの肖像権というのはどうなっているのかなとふと思ひまして、お尋ねするものです。

それから、節13使用料及び賃借料の1つ目の大阪湾広域観光ルート施設借上げ料についてお尋ねします。予算では231万3,000円でしたが、109万何がしで収まったということで、その理由をお聞きしておきたいと思ひます。お願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、新しく移住・定住促進用のポスターとリーフレットを作成しました。その中には、岬町に移住してきていただいた方にインタビューを受けてもらって出させていただいております。それを作る際に、こういうものに使うという承諾をいただいていたいております。

奥野委員長 カジヤ理事。

川島まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず施設使用料につきましては、100万円のうち、深日ポートターミナル、洲本港の発券所と、深日港内のユニットハウス、深日港の駐車場等で109万2,000円が必要で支出しております。

減額になった理由としましては、深日港並びに洲本港の、大阪府並びに兵庫県の岸壁使用料につきまして当初予算を組んでいましたが、減免申請していただきまして、その分が減額になったという理由でございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた肖像権のことをお尋ねしたんですが、こういうものに使いますということで、一つの契約をしたということで、人物の写真なんかの場合に、限定的にこういうものに使えますというケースもあれば、一度撮った写真は岬町が今後もしかしたら別のものに使うかもしれません、それも含めて承諾してくださいというような契約もあり得るのかなと思ったんですけど、そのところはいかがでしょうかというのを重ねてお聞きしておこうと思います。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 使用目的というんですか、リーフレットとポスターと、あとチラシも作ったんですけども、そこに限定してます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。ありがとうございます。

引き続き、質問を減らして意見を言っていくというふうには幾つかは変えようかなと思っているんですけど、奨学金返還支援補助金について、節18負担金補助及び交付金のところにありますけれども、これは非常に積極的な事業だということで、

以前から評価してまいりましたが、着々と利用者が増えているようであります。引き続き多くの方に利用していただけるように周知を図っていただくとともに、新たに利用できるように枠を増やすとか、制度の拡充、それについてもこれまでも求めてまいりましたが、ぜひご検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、先ほど質疑の中で、同じ節18の中ですけれども、岬高校生地域活動支援事業補助金のことで質疑がありました。その中で報告会があったと、昨年については2月に行われたということでありましたけれども、今後またそういう報告会がある場合は、ぜひ議会にもご案内をいただきたいなと思いますので、お願いしておきたいと思います。要望です。

それから同じページで、先ほど節12委託料の書かない窓口の話がありました。その機械というか、目立ちにくさについて少し議論がありました。それで私は思ったんですけど、記入する台の近くのほうがいいと思うんです。というのが、住民票とかを取ろうと思って来るじゃないですか。それであの記載台がありますね。あそこにひっつけて置いていたら、より認識されやすくなるんじゃないかなと思って、確かに入り口を入れてすぐのところはそれはそれで目立つのでいいんですけど、何なのか分からないという状態では利用してもらえないので、本当に利用促進をしたいなら、記載台を取っ払って、そんなことせいとは言いませんよ、一旦記載台を取っ払ってあの機械を置くんですよ。それで、紙でやりたいんだけどという人は窓口に来てもらってとか、窓口に来て紙を受け取ってもらうようにして、紙で書きたい人は紙で書いてください。書かない窓口という機械がありますと、そこで案内して誘導するとか、記載台の近くに置くほうがいいんじゃないかなと私は思ったということを言いたかったんです。さっきの議論聞いていて。答弁はいいんです。いろいろご検討いただく中に、別に取り入れろとは言いませんけど、動線を考えると、住民票を取ろうとか思って来た人は、やっぱり真っすぐ記載台に行くんですよ。よそ見ずに。なので、真っすぐ行く先にあの機械を置くというのがいいんじゃないかなとか思いながら話を聞いていたという、私の意見です。せっかく導入しましたから、私は書くほう好きなのであまり利用はしないかもしれませんが、より気づいてもらいやすいという点で言うと、そう考えたらどうかなと思ったということをお伝えしたかっただけです。

そして質問いたします。103ページ、選挙費に関わってお尋ねします。103ページと言いましたが、衆議院選挙もあったし、府議会議員選挙もあったしとかということで、どこの項目にどうということではありませんが、一つは、投票のときに工夫をしていただきたいということを申し上げたいと思うんです。国政選挙の場合は複数投票するじゃないですか。それで、私、開票立会人をよくやるので、この票は2回目の投票のときに書く名前なんだけどとか、そういうのがあるわけです。だから紙を渡すときに、より分かりやすい説明をして渡す必要があるということを言いたいと思っているんです。紙が機械から出てきますよね。それをぱぱっと早口で、選挙区の投票ですとか、それだけで終わったりするので、私も自分が投票所に行ったときに、私の前にいた女性が1枚目の投票用紙をもらって記載台に行きました。それでまた紙をもらったところまで戻って、これは何を書くんですかと聞いてはったんです。その人は立派だなと思いました。きちんと、聞きにくいだろうになと思って。だけど結局、現実にはそういうことが発生しているわけなんです。だからもうちょっと丁寧に、例えば記載台のところに貼ってある紙に候補者名が書いてあります。その中からお一人選んで書くんですとか、ちょっと長いんですけどね。要は無効票を減らしたいなっていうのも思うんですよ。開票立会人やっていて。なので、この紙には何を書くのかということがより分かりやすく、紙を渡すときに説明をしたり、投票台の近くにスタッフを配置して、迷っている的な人がいたらご案内をする。分からないことはありませんかとか聞くとかね。何かそういう工夫ができないものかなと思っています。質問はやめて意見にします。

それから、同じく選挙費に関わって、ポスターの掲示場の用地借上げ謝礼というのがありますけれど、私はこの点については、選挙管理委員会はいろんな声を聞いて機敏に対応しておられるということをこの場で言っておきたいなと思って今日は来たんです。というのが、掲示板にポスターを貼って回りますやんか、そしたらすごい高い位置に掲示板が設置してあると、私みたいに足が短くて背の小さい者は苦勞するんですよとか、ちょっとのり面を登っていつて貼らないといけないから危ないとか、何かそういうことをこれまで都度、都度お伝えしてきました。私たちは何人かで手分けして貼りに回ります。それで戻ってくるでしょう、そしたらみんないろいろ、ここがこうだった、ここは危ないと思うとかいろいろ

意見が出るわけです。それを選挙管理委員会に伝えるということをこれまで何回もお伝えしてきたんですけど、そのたびごとに、次の選挙できちんと改善がされています。ここは高過ぎて貼りにくいと言ったら、全体的にその場所の板が低くなっているんです。だからすごく立派だなと思って評価しています。これからもそのような姿勢でやっていただきたいなと思っています。

それからもう一つなんですけど、投票所の問題です。淡輪14区や青葉台の上のほうに住んでる方、それから岬ヶ丘に住んでる方なんかから、投票所が遠いという声がありまして、先ほど、投票率を上げたい、上げたいとは言わなかったな、さっきは無効票を減らしたいと言ったな、投票率を上げたいというのは皆さんの思いだと思うんですね。それで、それを考えた場合に、今言ったような高台の地域の方で、とりわけご年配の方は、投票所が遠くて行けないという声があります。大抵の方は、ご親族の方に送ってもらってとか投票しに行っておられますけれども、やっぱり岬公園の一带の団地、あそこは全部青葉台の集会所ですかね。やっぱりちょっともう無理なんです。お話しした方で、何なら送迎もしますから、別にうちに入れてくれなくてもいいわけなんです。とにかく投票をするという行為を皆さんにやっていただきたいという思いで、送迎いたしましょうかと言ったんですけど、いや、もうええわと、恐らくその方は投票しに行かなかったと思います。だからそういうことを減らしたいと思いますので、ちょっと公園団地については範囲が広過ぎるのと、高低差があり過ぎるという問題があるので、もう1か所投票所をつくる必要があるんじゃないかなと思っています、質問はしません。意見をお伝えいたします。

以上かな。107ページまでは終わってしまった。何か質問したほうがいいかな。すみません、何か一方的にお話しするばかりになって、また後で質問しますから。

奥野委員長 あと質問の方、どうぞ。

谷地副委員長。

谷地副委員長 それでは私のほうからも幾つか質問をさせていただきます。

まず、79ページに戻っていただいて、先ほど中原委員からも質問があった防犯カメラの設置の補助金の件なんですけども、以前は自治区で1回というところが、2回目までいけるという話は聞いていて、今回は2回目の申請もあったとい

うことなんですけども、以前、誰かが提案していただいていたと思うんですけど、カメラの更新でも利用できないかというような話があったと思うんですけども、現状、更新で利用できるのか、また、実際に更新で申請されて設置する方がいらっしゃるのか、回答をお願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、更新のご相談というのは、まだこちらに直接いただいたことはございません。現状の制度では、更新に対応するようには考えておりませんので、あくまでも新設のみを考えております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 今は制度上はできないけれども、相談も来ていないから、検討というところまでも至っていないという、そんなイメージでいいんですかね。

そしたら、一応そういった声が一定あったと記憶していたので、もしも相談があったときには、一応検討のほうを一旦してもらえばなと思います。

あと、先ほど3地区で合計6台という回答があったと思うんです。台数は、各地区で何台ずつなんですか。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 今お尋ねの分につきましては、現在、13地区で申請いただいて、ご利用いただいているところですが、各地区ごとでということではよろしいのでしょうか。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 先ほどの中原委員からの質問のときに、今回の補助金の交付というところが3地区で6台と聞いたような記憶をされていて、となったら、多分、1地区で複数台になるのかなと思うんですけども、この内訳を教えてください。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 今回、令和6年度の内容についてご説明させていただきます。

淡輪15区で2基、望海坂1町会で3基、淡輪20区で1基が内訳となっております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 なるほど、私の認識不足でした。1地区1台と思っていたんですけど、申請は複数台でもいけるということなんですね、上限の範囲内だと。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 お見込みのとおりです。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 続いて、同じ79ページの1一般管理費の18負担金で、当初予算ではなかったんですけども、大阪観光局会費というのが一番上にあるんですけども、これは何になるんですか。内容を教えていただきたいです。

奥野委員長 川島理事。

加サまちづくり戦略室理事 谷地委員のご質問にお答えします。

こちらは大阪観光局の会費としまして3万円お支払いしているところでございます。私の記憶によりますと、当初予算でも予算措置はしていた記憶でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 すみません、私が見逃したかもしれないです。また後で確認して見ます。

続いて81ページ、4財産管理費の11役務費で、電力開閉器操作手数料、これも予算になかった気がしたんですけど、これの内容を教えていただきたいです。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

電力開閉器操作手数料ということで、こちらにつきまして内容は、電気保安業務というのを、毎年委託しておるんですけども、その保安業務の作業の中で、電気を止めるために停電が必要となるということで、停電の際に関電送配電にそういった手数料を支払わないといけなくなったということで、こちらを支払いさせていただいているところです。

予算につきましては、当初予算で取っておらなかったのもので、令和6年度につきましては流用で対応させていただいております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 電気保安業務は毎年実施しているんですか。多分、毎年発生してくるものになるんですかね。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 そうです、こちら電気保安業務は毎年委託しておりますので、毎年発生するということになります。

令和7年度は、たしか予算を取っていたと記憶しておるんですけども、申し訳ございません。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 今後は毎年発生するということは理解しました。

続いて83ページ、また4財産管理費の13使用料及び賃借料、ここで自動体外式除細動器賃借料、これが当初予算だと金額が違うと思うんですけども、その理由について教えていただきたいです。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

自動体外式除細動器賃借料ということで、いわゆるAEDの使用料でございます。こちらにつきましては、申し訳ございません、決算書に2種類同じ項目で、同じ数字で上がっているんですけども、こちらの片方が庁舎のほうのAEDで、もう一方が淡輪海浜会館に設置しているAEDということでそれぞれあります。

予算につきましては、それぞれたしか5万5,000円ずつの当初予算を取っていたかと思います。合計で11万円の予算になっていたかと思います。

決算としましては、1台当たり2万7,104円ということで、こちらにつきましては、令和6年度の半年分に関しましては、前の古い機械がございましたので、それを再リースを行いまして、安価な値段で再リースができたということでございます。ただ、令和6年度の途中から再リースが切れまして、消耗品等も期限が切れましたので、新たなものをリースしたということで、半年分が新たなものということで金額が下がっているということでございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。そうなんですよ、AEDの項目が2個に増えていたので、1台が2台に増えたのかなと思いつつ、しかも金額は大体いつも一緒だったので、金額が異なる理由もちょっと分からないなと思ったので、今の説明で理解しました。ありがとうございます。

続いて、同じ83ページで、14の工事請負費の庁舎防犯体制整備工事、こち

ら当初予算案とかなり金額が違って少ないので、その理由を教えてください。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

庁舎防犯体制整備工事ですけども、当初予算が125万9,000円で、決算額が83万2,700円ということで、こちらにつきましては、当初予算のときよりも業者の見積り競争によりまして、金額がかなり下がったということになっております。

庁舎の防犯カメラの設置工事でしたので、防犯カメラにつきましては、昨年の10月から運用を開始しておりまして、合計で庁舎に6台設置しておるところでございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 金額が下がっていたので、防犯カメラの台数が変わったのかなと思ったんですけど、そうじゃなくて、あくまでも業者の見積りによって下がったということが分かりました。

次に、これはもしかしたら補正予算かもしれないんですけど、ちょっと見つけれなかったもので、もしも以前に説明いただいていたら申し訳ないですけども、同じページの真ん中、17備品購入費、これで集会所備品購入費7万9,750円、こちらについて教えていただきたいのと、あと同じ部分で、機械器具費、これが当初予算53万6,000円からかなり増額になっているので、その理由を教えてください。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、集会所備品購入費につきましては、費目間の流用で対応させていただいております。こちらにつきましては、小田平の集会所に、段差解消ということで、当初はオーダーメイドのスロープを設置するというので工事費で組んでおりましたが、市販のスロープで対応が可能だということで、市販のスロープを購入ということで集会所の備品購入という形で、もともと取っておりました工事請負費から流用させていただいております。1点、機械器具費につきましては、昨年6月の補正予算で65万円ほど補正予算を追加でさせていただいております。その内容につきましては、港会館の1階の和室の空調機の入替えというこ

とで、多奈川財産区から繰り入れしていただいている分で65万円をさせていただいております。

そのほかにつきましては、当初予算で措置しておりますもので、内容としましては、楠木の集会所の空調機の更新、小田平の集会所の冷蔵庫の設置、西集会所の湯沸器のコンロ取替えという、備品を購入しております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ありがとうございます。

続いて、85ページ、こちらの7企画費報償費で、当初予算には公民連携推進事業報償費で1万8,000円、こちらが計上されていたと思うんですけど、これが支出されていない理由について説明をお願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

公民連携推進事業報償費につきましては、公民連携しているところに、事業を無償でしていただいたときに報償費としてお支払いする予算として計上していたんですけれども、令和6年度につきましては、該当する事業がなかったので支出していない状況です。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ちなみに、公民連携事業はこれまでも実施したことはありましたか。すみません、過去のところまで確認できてなくて。過去の実績とかは。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和3年度に広報アドバイザーとマーケティングアドバイザーによる実証実験をしていただいております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 アナザーワークスの副業人材ですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 アナザーワークスの副業人材によるものです。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。

続いて、同じ８５ページの１１役務費、ふるさと納税の返礼品送料、こちらが当初予算が４６８万３，０００円計上されていたのが半額ぐらいになっているんです。その理由について回答をお願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 予算の計上時には、返礼品の数が３，９００件で１件１，２００円の送料を見込んでいたんですけれども、実際、返礼品の件数は３，００４件だったんですけれども、返礼品の送料が１，２００円より安いものが多かったので、支出の金額としては予算計上している分より低くなっています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 なるほど、理解しました。件数は予算時よりは少し少ないけれども、それよりも送料が見込みよりも大分少なかったと、理解しました。

次に８７ページ、こちらの７企画費の１３使用料及び賃借料のふるさと納税システム使用料、当初予算２４万６，０００円が７万９，２００円、こちらも結構下がっているので、その理由を教えてください。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税システム使用料につきましては、ワンストップオンラインの使用料になります。令和６年度の７万９，２００円につきましては、さとふるの使用料になっております。本来、さとふるの使用料は、月６，０００円の１２か月、プラス申請件数掛ける１件９０円が要る分なんですけれども、今回、さとふるさんのおまとめサービスというのを令和６年度から始めたので、申請件数掛ける９０円というものと、あとさとふるのサイト以外の使用料、通常でしたら１万円掛ける１２か月と、申請件数掛ける１５０円が必要になってくるんですけれども、おまとめサービスというのを利用したことによって、令和６年度につきましては免除していただいています。令和８年の４月からは、その分も必要になってくるんですけれども、令和６年度の当初の予算を申請するときは、そこが分かっていたなかったので、実際に要る費用を計上しているものになっております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、令和7年度からは、恐らくこの予算どおりの金額がかかってくるということですか。分かりました。ありがとうございます。

続いて、同じ87ページの下から2つ目、備品購入費、デジタル推進課の機械器具費、こちらが当初予算の半額近くになっているので、その理由について教えてください。

奥野委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

こちらの備品購入費につきましては、インクジェットカラープリンター、ディスプレイ等を購入したものとなっております、入札による落札減となっております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。ありがとうございます。大分落札減が大きいなというところでは。

次に、89ページ、ここの18負担金補助及び交付金、ここの真ん中ぐらいいあるグローバル人材育成支援補助金、こちらは留学に行った方への補助金だと思うんですけども、令和6年度の交付者数は何人か、まずこちらをお願いします。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、3件の利用になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 これは要望になってしまうんですけども、実は、3月末にたまたま会って住民さんと話をしたときに、そのお子さんが今、留学に行っているんだというところでこの補助金を教えてあげたんです。3月末ぎりぎりだったので、まだ留学に行っている最中だったので、多分、提出書類に写真とかいろいろ必要で、何とか申請に間に合ったということがありました。ほかの補助金とかも全部そうなんですけども、まだ知らない住民さんとかが結構いらっしゃるの、出産祝い金とか、窓口に来て、そこで教えるタイミングがあるような補助金はいいいんですけども、こういった留学のものとか、あとは先ほどの電気自動車のやつだとか、知らなければ活用できないという補助金が結構あるので、もしも可能であれば、年

度当初とかに補助金の一覧みたいな、細かいところまでは要らないと思うんですけども、そういうのを全戸配布とかしていただいたら、せっかくいい制度がいっぱいあるので、もっと活用が広がるのかなと思うので、これは補助金の周知、認知度を上げる方法として、一応検討をしてもらえればなと思います。この方もあと数日気づくのが遅かったら申請できなかったところだったみたいなので、これは要望になります。

続いて、同じ89ページの8人権啓発費、こちらの1報酬のいじめ問題対策連絡協議会委員報酬、当初予算だと、多分2回開催分が計上されてたと思うんです。これはいろんな議員の方から、でも実際はほとんど毎年1回しか開催されていないというのが実情だと思っていて、これによっていろんな議員さんから、約2回開催すべきでしょうという話があったと思うんです。今年度は2回開催すると認識しているんですけども、令和6年度、こういった声もある中で、なぜ1回開催になったのか。あとは、今年度は2回開催になったその辺の理由について教えてください。

奥野委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず、このいじめ問題対策連絡協議会の当初予算の計上につきましては、委員の報酬が12名分という形での計上となっております。従前は、委員の人数が今より多かったという状況がございまして、その当時からの人数計上でそのままきっていたのですけれども、運営している中で人数が変わりまして、現状は当初より少し委員数が減っている状況です。それで決算額としましては予算額と比較して少ない金額になっているという状況になります。

あと、こちらの開催なのですが、岬町におきましては、年1回開催という形で設立当初からずっと行ってきたものでございますが、以前、先ほど谷地委員もおっしゃられていましたけれども、他市町では年間1回ないし2回行っているという状況もございまして、いろいろとご意見も頂戴した中で、2回開催にしたほうがいいのかということで、その辺も加味させていただいた中で、令和7年度からなのですけれども、年2回開催で予算計上をさせていただきまして、それで現状に至っているというところでございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 たまたま金額が半分だったので、2回開催かなと思ったら、そうじゃないんですね、昔からの人数で計上していて、たまたま減った人数が半分だったということ。なるほど、今年度から2回開催になっているので、やっぱり非常に大事な審議会だと思うので、ちゃんと有効活用してもらえなと思います。

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず、このいじめ問題対策連絡協議会の当初予算の計上につきましては、委員の報酬が12名分という形での計上となっております。従前は、入っていた委員の人数が今よりも少し多かったというのがございまして、その当時の人数計上でそのままきっておったんですけれども、運営している中でちょっと人数が変わってきたりしまして、現状は当初よりか少し委員数が減っているような状況になっておりまして。それで決算額としては予算額と比較して少ない金額になっておるという状況になっております。

あと、こちらの開催なんですけれども、岬町におきましては、年1回開催という形で設立当初からずっとやってきておったものでございますが、以前、先ほどの谷地委員さんもおっしゃっていましたが、他市町では年間大体1回ないし2回行っているというのが通常だという状況もございまして、いろいろご意見も頂戴した中で、2回開催をやっていくほうがいいのではないかとということで、そこら辺も加味させていただいた中で、令和7年度からなんですけれども、年2回開催の方向で予算計上をさせていただきまして、それで現状に至っているというところでございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 たまたま金額が半分だったので、2回開催かなと思ったら、そうじゃないんですね、昔からの人数で計上していて、たまたま減った人数が半分だったということ。なるほど、今年度から2回開催になっているので、やっぱり非常に大事な審議会だと思うので、ちゃんと有効活用してもらえなと思います。

続いて、ちょっと時間もあるので、幾つか意見は省いて、そしたら93ページ、こちらはちょっと細かいところまでいろいろお聞きしたい件があります。12委託料の一番上の真ん中ぐらいの移住・定住促進PR番組制作放送委託料、こちらについてなんですけれども、まずこれJ:COMへ依頼していて、北摂地域で放

送している岬暮らしの費用だと思うんですけども、放送している地域の J : C OMの加入者数とか、岬暮らしの視聴率とか、そういった情報は何か持っていますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

J : C OMで作成している岬暮らしは、北摂地方に向けて放送しているんですけども、その加入者は100万世帯と伺っております。ケーブルテレビには視聴率の概念がないので、アンケート等で視聴者の動向を見ていると J : C OMからは伺っております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 視聴率という概念がないってということで、アンケートを取っているというところで、アンケートでどれぐらい見られているとか、そういった情報は何か分かったりとかしているんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 毎年1回アンケートを取っているんですけども、今年度につきましては、8月、9月の放送でアンケートを実施しているところです。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 今年度、令和6年度も同じようなタイミングでやっているということですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和6年度につきましては、6月、7月の放送でアンケートを実施しております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 そのアンケートを分析してという感じだと思うので、あと資料請求をさせてもらっていて、それで契約書を過去のものと比較して見させてもらっているんです。委託料自体は、令和5年、6年と金額は一緒なんですけれども、委託している仕様書の内容が結構変わっていて、そこについていろいろお聞きしたいんです。

まず、6本制作するという事になっているんですけども、令和6年度はナンバー15から20を作成したという認識で合っていますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和4年度に2本作成しています。

令和5年度が6本、令和6年度6本になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 令和3年度も2本ですよ。令和3年度が2本、令和4年度が6本、令和5年度が6本、令和6年度が6本。だから計算していくとナンバー15から20、それで合っていますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 はい、そのとおりです。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 製作本数は6本で変わっていないんですけども、令和5年から6年で放送回数が変わっているんです。令和5年度は放送回数が週3回、1本につき2回リピート放送となっていたのが、週に2回に減っているんですけど、減った理由は何でしょうか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 仕様の内容なんですけれども、令和6年度につきましては、作った番組を2次使用としてユーチューブに流しているんですけども、ユーチューブをもっと広く見ていただきたいと思いまして広告しました。その広告料が必要で、放送の回数を減らしている状況です。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、2本分のWebプロモーションというのが、広告を打ってのユーチューブのプロモーションというイメージでいいんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 仕様書にある2本分のWebプロモーションというのが、ユーチューブチャンネルの広告になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、放送回数週3が2回リピートというところが、週2回、さらには2本分をユーチューブで広告を打つという、これが同じぐらいの金額とい

うイメージでいいですかね。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和6年度につきましては、この番組の制作のほかに70周年の動画もこの費用の中から作っているんです。その70周年の動画を作る費用と、あとプロモーションの費用を捻出、捻出というのはあれなんですけど、プロモーションもしたかったので、その代わりに放送の回数を減らしています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 今おっしゃっている70周年の動画というのは、それは岬暮らしとは別で作っているということですかね。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 岬暮らしとは別で、記念式典のときに最初に流した動画になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、この製作本数6本には入っていない動画作成が入っているという認識でいいですかね。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 実際作った本数なんですけれども、70周年の記念動画を含め5本と、あと今まで過去に作った番組の中から総集編を1本作って、合計では6本作っています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、ナンバー20はこの中に入っているんですかね。なぜこれを聞くかということ、ナンバー20が70周年のキャッチコピーとロゴが出てくるというところが10秒ぐらいあって、それ以外は全く一緒なんです。なので、動画としてはほとんど一緒だよねと思っていて、これが同じ1本でカウントするのは違うんじゃないのとお聞きしたかったので、でも今の回答だと、それとは別で、70周年記念で流した動画が入っているというので、そうするとトータルで動画の制作本数はどれが何本になるんですか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 15回、16回、17回、18回、

19回の5本と、70周年の動画になります。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、ナンバー20は令和6年度ではないということですかね。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 ナンバー20も令和6年度なんですけども、内容がほぼ一緒のもの、ロゴマークとかを入れてもらったので、内容は一緒のものになっています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 だから、19、20で1本というイメージでいいですかね。了解です。これで大体分かってきました。

あと最後に、この移住・定住PR番組、当然、町外の人たちにどうやって見てもらうかというところを工夫しなきゃいけないのかなと思っていて、それで多分、ユーチューブで広告を打って、再生回数を増やしていこうということをされていると思うんですけども、あとそれ以外に、せっかく岬町としてインスタグラム、公式LINEというSNSあるので、そこでも発信してはどうかと、これは多分以前にも何度か提案させていただいていると思うんですけど、そういったSNSの活用についてはどう考えていますか。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 今、公式LINEで番組ができたお知らせはさせていただいているところです。また、インスタグラム等でもURLとかが貼れるようでしたら、そこでも広告できるようにしたいと思います。以上です。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 公式LINEはずっと発信が止まっていたので、それで以前に指摘させてもらって、その後は多分、何回か更新されたので、そういったいろんな方法を活用してって、今、情報発信媒体があるので、工夫しながら有効活用をしていただければと思います。

あともう少しです。93ページ、記念証デザイン作成委託料、こちら4万4,000円、これは多分、坂原議員が昨年度、令和6年度に提案いただいた件だと思うんですけども、結婚届と出生届、これを何通発行しているかというところ

と、あと一応、希望された方には発行しますとなっていて、でも多分、窓口に来られたときに案内されるので、恐らくほとんどの方が記念証をお願いしたんじゃないかなと思うんですけれども、希望される方の割合が分かれば教えてください。

奥野委員長 岡田副理事。

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長 令和6年度の8月から交付を開始したんですけれども、令和6年度の実績で、婚姻が9枚、出生が20枚になります。こちらのほうも住民系の窓口で案内していただいているので、住民系の方に聞いたところ、案内したら皆さん希望していただいているというのは聞いています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 すごく思い出になるもので、ほとんどの方が希望されるということで、すごいいい取組だなと思うので、これからも案内をしていただければと思います。

最後に、これは資料請求にとどめたいと思います。後ほど、ちゃんと細かいところは資料請求の様式に書いてお送りしますけれども、18負担金補助及び交付金、こちらにいろんな補助金、移住・定住とか、いろんな補助金があるので、そういう過去の実績等々含めて、これは資料請求でお願いしたいと思うので、またよろしくお願いします。

奥野委員長 もう総務費ございませんね。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 続いて民生費に入ります。決算書118ページから121ページのうち、目9文化センター費をご覧ください。

質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 文化センター費の121ページ、委託料、総合生活相談事業委託料125万4,500円ですか。これは誰がどういう内容で、どういう支払い方をしているか、教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷崎委員の質問にお答えいたします。

こちらの分については、総合相談事業交付金の中の事業の中の総合生活相談事業費の委託料になります。

事業の実施につきましては、人権協会に委託しておりまして、福祉・健康に関

する相談と住宅に関する相談、就労に関する相談、その他相談等を受けるような形となっております。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 人権協会にこの125万4,500円委託ということは、以前、事業委員会で169ページにありました地域就労支援コーディネーターと同じ方に、この方、339万8,900円に委託しているということですか。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷崎委員の質問にお答えいたします。

総合生活相談事業につきましては、総合生活相談事業に関する事業を行ってもらえる方を人権協会さんのほうで選んでいただいて、その方に対して委嘱状を交付していただいて、その方が対応しております。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 聞きにくい話ですけれども、事業委員会で聞いた地域就労支援コーディネーターさんと同一人物ですかということと、それと週に何回ぐらいとか、そういう細かいことを聞いているんです。同じ方が就労支援と福祉相談をされてるのかなと。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷崎委員の質問にお答えいたします。

対応する職員の方は別の方でして、多奈川では週に2日間、淡輪で2日間対応してございます。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 多奈川と淡輪の両方でやっているんですかと聞こうと思ったんですけど、答えていただきましたので、どういう選び方か、かなりいろいろお金を出しておられるようですけれども、内容がもうひとつはっきり区分が分かりませんが、どうもありがとうございます。

奥野委員長 ほかに、民生費の質問のある方。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 民生費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。決算書170ページから173ページ、目3商工費のうち、総務課所管分をご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 決算書 173 ページです。一番上のほうの節 18 負担金補助及び交付金で、企業誘致優遇措置助成金とあります。この内訳をお聞きしたいんですが、お願いします。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

企業誘致優遇措置助成金 177 万 9,000 円の内訳でございます。まず、雇用促進助成金といたしまして 10 万円、それと水道料金助成金といたしまして 15 万 5,000 円、最後、施設設置助成金といたしまして 152 万 4,000 円を支出しております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 今の中で水道の助成金もありました。これは期限というか、期間が決まっているかと思うんですけど、どうでしょうか。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 水道料金の助成期間につきましては 3 年間となっております。

奥野委員長 ほかの方、ないですか。

谷崎委員。

谷崎委員 今の坂原議員の上のところの企画地方創生担当の深日港活性化イベント実行委員会補助金 489 万 6,000 円、これは去年、深日港イベントってあまりされなかったんだけど、どういう内容か。ごめんなさい、間違えた。総務だけやね。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 173 ページの葛城修験道のやつも聞いていいのですね、この委員会で。事業委員会か。残念でした。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 私からも、先ほどの企業誘致の助成金についてお伺いします。

交付されているのは、ニューレジストンという 1 社という認識でいいのかというところと、あともう 1 点、関電跡地の企業誘致が一番関わっているんですけども、実際、関電さんとかとお話ししている中で、企業誘致をより進めるに当たって、もうちょっと優遇政策があつたら進めやすいですみたいな、そんな感じの意見とか要望というのは出ていないのかというところ。この辺が分かれば教

えてください。

奥野委員長 西部長。

西総務部長会計管理者 まず1点目の助成対象ですけど、これは全てニューレジストに対する助成金となっております。

それと優遇措置についてですけども、関西電力さんから、我々の優遇制度について特に要望というのはいただいております。どちらかというと、府下でもかなり手厚い制度となっているということで認識していただいております。

この優遇措置につきましては、条例の改正をさせていただいて、施設整備助成金については、やはり財政負担の影響も大きいということを考えて、5年から3年に見直しもさせていただいておりますが、それを差し引いたとしても、過疎の課税免除制度もございますので、かなり手厚い制度になっているかと自負しております。

奥野委員長 95ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 決算書195ページです。節17備品購入費、消防団車両購入費とあります。

これの内訳を教えてください。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまご質問の備品購入費につきましてですが、この内容につきましては、多奈川分団の軽トラックを購入しております。金額はこちらの金額264万円となっております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 これは前の車が古くて更新したということでもいいんですかね。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 お見込みのとおりです。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 消防団は住民の生命・財産、安全を守るために活動をしてもらっているんですけど、それに伴う機材とか、備品、車両も含めて、防災力といいますか、それを常に高めるような形にしておかないといかんと思うんですけど、言いたいのは、古い車両とかほかにはないのかなと思うんですよね。予算の関係で、古くなってい

るけど、だまし、だまし使っているとか、使いにくいところを工夫して使ってもらってとか、そういうのはないのかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまのご質問ですが、消防車両の令和7年4月1日現在の状況をお伝えしたいと思います。最も古いもので、多奈川分団のポンプ車、経過年数30年というものがございまして、これが最も古いものとなっております。

今後とも計画的に車両の更新は続けていきたい、要求していきたいと考えております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 計画的にぜひ進めてください。

奥野委員長 ほか、どなたか。

中原委員。

中原委員 決算書の191ページから始まる消防費の中で、ペット同行避難のことをお尋ねしたいと思います。この事業はお金がかかっていないので、どこにも載っていないんですけど、早川議員が一般質問等で繰り返し求めてきたものを、昨年度においても恐らくいろいろな調整等、ご苦労なさってきたところと思います。今年の8月になってようやく実を結んだものということで、前向きに評価したいと思うんですが、中身を見せていただいたときに、避難可能な気象条件というところで、大規模災害による地震のみということになっているんです。風水害は対象にしませんということになっていて、長期にわたるときのみペット同行避難が可能になるようにとお考えになったのかなということは、分からないでもないんですけど、大規模災害、地震のときだけが対象ということでよいのかどうか、ちょっとその点をお尋ねしたいと思います。お願いします。

奥野委員長 決算とはあまり関係ない話だと思います。

中原委員 だから言ったでしょう、お金にはならないって。だからお金の項目としては出てこないけど、今年の8月に実現したということは、去年もやっていたんでしょうと、その努力の中で今年実ったでしょうと。それでそれを見せてもらったら、避難可能な気象条件の範囲が狭いんじゃないのかということを私は聞きたいんだ

けど、委員長はお認めにならないということですか、私の質問を。

奥野委員長 ちょっと決算とは違うのかなと思ったので。

中原委員 その他で聞く。分かった、じゃあ後で聞こう。分かりました。後で答えられるようにしておいてください。分かりました。

じゃあ別のことを聞きますね。195ページの下のほうで、目4災害対策費の節12委託料、避難行動要支援者名簿システム保守委託料とあります。内容についてはもう把握しているつもりですので結構ですが、この更新作業の実際のことをちょっと聞いておきたいと思います。対象が4,000人近くおられるわけですが、毎年更新とお聞きしているんです。それでその更新は、実際には誰かが手入力というか、しないといけないと思うんです。ここに出てくるのは、保守委託料ということですので、システムの保守ということなので、入力作業、更新の実際の作業は誰がしているのかなと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。お願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまのご質問につきまして、実際の作業を誰が担当しているかということになるかと思うんですけれども、こちらにつきましては、一旦データを業者に委託しまして、機械的に吸い上げたものを、最終、職員が目を確認するという作業を取っております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 おっしゃるところのデータというのは、要は、要支援者自身が書いた紙を渡すということですか。データというのは何だろうと思ったんですけど。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 こちらのほうで渡すデータにつきましては、まず町のほうから要支援者、対象となる方に申請をいただくわけなんですけれども、同意を得られた方に対して、住基で必要なデータだけを抽出しまして、一旦データ変換に回しております。

作業は、改めて同意された方の内容について再度確認を行うという手順を踏んでいるというところです。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 作業については分かりました。

要支援者の名簿は、必要な人に渡っている状態にあると聞いています。それで、例えば、実際の地域で行われている避難訓練とか、そういうところでも活用されたりしているのでしょうか。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 現状では、渡せるように制度を整えておりませんので、今後の課題と考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 私は、このシステムの活用で名簿を整理しておいていただくというのはすごく大事な仕事だなと思っているんです。それが実際に災害が起こったときに本当に生かせるんだろうかという問題意識をずっと持っているんです。個別の支援計画はできていましたか。このリストに基づいて、この人は誰が助けに行くとか、助けに行かなくても、この人は避難ができるとか、そういうすみ分けまで行って、具体的に助けに行かないといけない人の場合は、どういうふうに避難してもらうのか、個別の支援計画がありますよね。それはどこまで具体化されているのでしょうか。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 この避難行動要支援者の同意をいただいた方の記入内容についての整理を行っております。それについて計画書としてまとめているところです。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 次のステップというか、次の課題は個別の支援計画だろうと思うし、それが本当にできるような体制づくりだとか、あとは避難訓練だろうと思うんです。ですので、そういう仕組みづくり、訓練等に生かすようなことも今後行っていったきたいと要望しておきたいです。

奥野委員長 ほかの委員さん、ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 消防費はこれで終わります。

続いて教育費に入ります。決算書190から227ページをご覧ください。
ご質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 215ページ、節12委託料、予算書には載っておりました二十歳の集い用記念スライド委託料と、公民館・図書館等設備基本計画測定支援業務委託料が消えているんですけども、こちらが消えた理由を教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 瀧見委員の質問にお答えいたします。

まず、二十歳の集いのスライドの件でございますが、今まで委託しておりました写真店よりデータがないなどの理由で固辞されたことと、それと改めて著作権や肖像権とかの問題対応が今後必要であろうということで、取りやめております。

それからもう一つの公民館・図書館の計画の委託料でございますが、こちらにつきましては、計画を立てられる見込みがないということで、途中で予算を流しております。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 二十歳の集いのスライドは、皆さん結構楽しみにされてるといえるのか、子どもの成長をご覧になれる父兄さんも楽しみにされてるし、二十歳の集いに出られる主役の皆さんも結構楽しみにされていたんですけども、以後、このスライドと、それと公民館・図書館のほうも含めて、復活の可能性というのはどうなんですか。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 瀧見委員の質問にお答えいたします。

スライドにつきましては、現在、今後できるかどうかの検討を行っているところでございます。

もう一点の計画につきましては、現在、立地等の諸課題を検討しているところでございまして、そちらが済み次第、予算要求を再度させていただく予定でございます。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 スライドのほうは、ぜひよい方向へご検討のほどよろしく願いいたします。

それともう1点、孝子にある岬の歴史館なんですけども、これの修繕料などのメンテナンスの経費等、すみません、私よく分からなくて、どこに入っているのでしょうか。答弁をお願いします。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

決算書の215ページにございます需用費の修繕料になっております。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 分かりました。こちらに一緒に入っているわけですね。ありがとうございます。

結構です。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 225ページの節の一番上段でございます。学校給食運営審議会委員報酬となっていますけども、委員の数が何名なのか、そしてまた年に何回開催されているのかと同時に、その会議の中身の内容、どういう内容を審議されているのかどうか、学識経験者も入っておられるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず委員の人数なんですけれども、10名となっております。

こちらでの会議の内容につきましては、主に学校給食の運営などについて協議をしております。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 少し補足をさせていただきます。メンバーにつきましては、学識経験者が中心となって審議を進めていくところです。内容といたしましては、今年度は、食材高騰による給食費の影響があるのか、ないのか、学校給食の経費負担について、安心・安全な学校給食のための取組などを審議させていただき、8月30日に開催する予定となっております。

松井教育委員会事務局教育次長 少し補足をさせていただきます。メンバーにつきましては、学識経験者は一定おります。中心となって審議を進めていくところなんです。内容といたしましては、今年度につきましては、やっぱり食材高騰による給食費の影響があるのか、ないのかとか、学校給食の経費負担についてとか、安心・安全な学校給食のための取組などをいろいろ審議させていただいて、今年につきましては、明後日、30日に開催する予定となっております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。ただ今年は、給食の食材が高温障害でもう何もかもアウトですわ。特に野菜関係も駄目だし、米も高温障害で一等米が少なくなっております。とともに、二等米、三等米になってきますと、当然歩留りが変わってきまして、歩留りが大体1トンで90%の歩留りがあるんです。玄米から白米に変えるのに10%のぬかが出ますよね。ところが今度、今年は高温障害で一等米で90%あるところが、大体88%から89%という形になってきまして、たった1%から2%の違いなんだけども、1%の違いで6万トンの原料が不足してきます。そういう中で、明後日にまた会議があるのであったら、その辺の食材関係は特に次長のほうからも声を出していただいて、当然、確保はできるんだけど、また値段の高騰も出てまいります。米もまた農協の買取りで大体1俵当たり、銘柄によりますけども、コシヒカリで大体3万5,000円ぐらいします。キヌヒカリだったら3万2,000円、大体1万6,000円ぐらい、それからまだプラスアルファ、納入業者の利益が追求されますので、それもありますので、特にひとつ次長にお願いやけども、その辺のことも会議の中でしっかり検討していただきたいなと思います。

それともう1件、節の需用費ですけども、その中に10需用費で、460万5,480円の修繕費がかかっています。どんなところに修繕費の費用がかかっているのか、お教え願います。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

申し上げます。洗浄室天井の照明修理ですとか、給食センター内敷地ののり面補修、同じくセンター室床面の修理、あとは調理用スチームコンベクションの補修などを行っております。

主に給食センター内の修繕ですとか、給食製作に係る機器の修繕に充てております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 調理器具は、もう大分年数もたってやって、これからどんどん修繕費の費用がかさんでくるように思いますけども、その辺の見通しはどうでございますか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

現状、おっしゃるとおり、老朽化の進む設備や機器についてはございますけれども、担当職員の努力により、危険な場所ですとか、業務に支障を来す部分については、節減を踏まえながら、少しずつ修繕を行っております。

現状、特段の問題点は伺っておりませんので、今後とも努めてまいります。

今後については、やはり職員による点検などに務めながら進めたいなと思っております。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 説明ありがとうございます。給食器具は特に、故障が起こりますと、毎日生徒たちに給食を提供しなくてはいけないので、十分にいろんな点検作業は念入りにやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

奥野委員長 ほかの委員さん。

谷崎委員。

谷崎委員 2点ほど、211ページの教育振興費の中学校の、節14工事費、それと12の委託料、防犯対策工事、これはどういう内容であったかと、あと、小学校とかどうなってるのかなということです。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、中学校の防犯対策事業につきましては、フェンスの改修工事やドアロックのシステム改修を行っております。

小学校につきましては、深日小学校においては、正門の改修や防犯カメラの設置工事を行っております。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 子どもの教育環境でいろいろな問題が起こっていますが、記録カメラを備えて、警察とか裁判所の要請だけでその内容を開示するとか、そういう方向に持っていく方がいいんじゃないですかね。保育所、幼稚園もそうですけども、子どもの安全を守るという意味では、よくプライバシーの問題ばかりが前面に出ますけど、そういう検討はされないんですか。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 今回、防犯カメラを小学校に設置しております。前年には、中学校においても防犯カメラの設置はしております。全ての小中学校で完了

しております。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 いや、私が言ってるのは、入り口だけじゃなくて、授業の実態とか、中をちゃんと記録して、特別な許可があったときだけ見られると、そうすべきだなと思っています。今の世相を見ているとね。

次ですけど、小学校3校の図書館管理システムリース料、203ページの節13使用料及び賃借料、3校だと思うんですが、18万6,120円と、あと219ページに、ここでは淡輪公民館とアップル館の図書館管理システムのリース料、それぞれ6万2,040円、これは昔この話が出たか、システムを一体化できないんですか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

システムは一本化されております。契約についても同時に契約を行っております。

支払いについては、あくまで歳出予算で項目として分けております。

奥野委員長 ほかの委員さん、どうぞ。

中原委員。

中原委員 決算書の205ページ、真ん中から下に扶助費という欄があります。これは歳入のところで確認しましたが、昨年度については、要保護の児童生徒はいなかったということで、準要保護の様々な就学援助に関わる品目が記載されています。この205ページは小学校ですけれども、中学校については別のページにあります。資料を請求したいと思いますが、昨年については要保護はいなかったようですので、準要保護に関わって、小学校、中学校それぞれの人数と割合を資料でいただきたいと思います。

それから質問いたします。今申し上げている就学援助の対象費目、金額について、昨年度において何かの変更があったかどうか、お聞きいたします。

それから同じ節19の扶助費の中で、支援教育に関わっても記載がありますのでお尋ねします。以前から投げかけている疑問で、支援学級の在籍者が通級指導教室に移行するという問題がありますよね。それで在籍者がどうなっているのか

ということをお聞きしたいと思います。小学校、中学校それぞれ、昨年度とその前の年の人数が分かればお聞きしたいんですが、後で資料で頂くとかでも構いませんけども、ええようにしてください。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

人数等の情報につきましては、資料請求をいただきました後、回答の検討を進めさせていただきます。

また、項目の変更等につきましては、令和6年度や令和5年度と比較したところ、対象児童や補助対象内容につきましては変更はございませんので、こちらについては答弁させていただきます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 医療費が対象費目に入ったのはいつでしたかね。少し前のことかな。昨年度ではないか。その前ですかね。分かれば教えてください。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 プラスさせていただいた医療費と、オンライン学習通信費などは令和5年度からさせていただいております。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 先ほどの答弁の修正させていただきます。医療費と通学費が令和6年度より増えております。

ちょっと確認させていただければと思います。

令和6年度からで間違いないです。失礼いたしました。ありがとうございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 昨年度から医療費と通学費、医療費は費目の追加をしたということですね。通学費も追加ということなんですね。制度がさらに拡充されたということは分かりました。ありがとうございます。

就学援助に関わっては、また資料請求をさせていただきますので、できるだけ早く資料のご提出いただきたいと思います。

211ページの項4幼稚園費の下の方で、節7報償費の中にあります淡輪幼稚園の在り方検討委員会委員報償費に関わってお尋ねします。もともと予算では34万円が予定されておりました。支出は5万2,500円ということでありま

す。当初予算の折には、昨年度は年に4回実施するという予定だったようであり
ますけれども、何回の実施であったのか、お聞きいたします。お願いします。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

開催は1回となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 この検討委員会、担当課としてもなかなかご苦労されているのかなとは思っています。一般質問等でもいろいろ議論がなされているところですので、この場であまり多くは質問しませんが、在り方を検討する中で前向きな決着を図っていけたらいいなと思いますけど、私は、在り方検討委員会を傍聴させていただいて、非認知能力を育成するというこの考え方は本当に素晴らしいなと思いましたし、それに見合う環境が今の淡輪幼稚園にはある。要するに、少人数だからこそできるものだと思っていますので、その利点といいますか、それを大いに生かして、岬町の子どもたち、淡輪幼稚園で言うと、公立の幼稚園を保護者が選んで通わせている子どもたちにしっかりといい教育環境をつくっていただきたいと要望しておきたいと思います。

奥野委員長 中原委員、質問の途中ですけど、もう間もなく5時になりますので、ここで少し延長するかどうかの確認をさせていただきたいと思います。まだまだ終わりにないの、延長しないといけないんですけど、休憩を入れないといけませんけれど、先ほど15時15分から再開しましたので、それから2時間の後、17時15分ということになりますので、その辺りでまた休憩という形でさせていただくということで、17時15分ぐらいまで、取りあえず今の質問と延長していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。5時以降を延長していくという形でやらせていただきます。

続いてどうぞ

奥野委員長 中原委員。

中原委員 教育費については今から聞くあと1個で終わりです。215ページの節7 報償費のところに公民館・図書館等整備検討委員会の委員報償費がなくなっているんです。これは私も当然事情は存じ上げておりますが、もともと予算を立てた段階では4回実施しようとしていたというところで、委員長、質問するのはやめま

す。意見だけにしておきます。ちょっと事情をよく知っている者が質問するのもちょっといかがかかと、自分で思ってしまいました。まずそういう計画を持っていた。先ほど瀧見委員からも節12の委託料の基本計画の策定業務が見送られたというところについても質問があったところです。担当課も含めてご苦労されているところと思いますが、住民の皆さんの期待と関心が非常に強い問題でありますので、ぜひ前に進めていただきたいと、また議会としてもできる努力はしていきたいということをお伝えしておこうと思います。ありがとうございます。

奥野委員長 中原委員からの質問が終わりましたが、谷地副委員長はありますか。

谷地副委員長。

谷地副委員長 そしたら197ページ、2事務局費の1報酬の学校運営協議会委員報酬、こちらについてなんですけども、当初予算だと47万4,000円、これは若干少ない決算の金額になっているんですけども、各学校で言えば、当初予算では何回の開催を予定していて、実態としては何回開催したのかということと、あとは、学校運営協議会で、地域の方とか、いろんな方々と学校運営について考えていくということなんですけども、ここでの意見で、じゃあ学校運営に何かしら生かした取組があるのかどうかという点について回答をお願いします。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長のご質問にお答えいたします。

令和6年度の学校運営協議会なんですけれども、まず各校の回数なんです、多奈川小学校、深日小学校、淡輪小学校で3回行われております。中学校については、令和6年度には会議が行われることはなかったです。もともとは各校で3回分の予算を計上しておったんですが、中学校での会議が開かれなかったために、決算の額が下がっているということになります。あとは、当日会議を欠席された方もいらっしゃいましたので、その分が減額しているということになっています。

2つ目の質問の学校運営協議会で出た意見について学校運営に生かしているのかということによろしいですかね。各学校運営協議会の中で委員さん方から様々な意見が出ています。その様々な意見を受けて、学校運営に生かしているところは、会議に参加して確認はしていますので、具体的に学校別にいろいろありますので、ここではなかなか具体的には申し上げられないですけども、学校運営に生かしているということは確かです。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 具体的なところというのは、また別でお時間いただいて教えてもらえ
と思います。

中学で1回も開催できなかった理由というのは何かあるんですか。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長のご質問にお答えいたします。

中学校で会議が行われなかった理由としましては、委員さんを選ぶのに適任者
がなかなかいなかったというところがあって、令和7年度、今年度については委
員さんもそろいましたので、会議はできるようになりました。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 適任者が見つからなかったって、何かいろんな事情があるのかなと思
いながら聞いていて、今年度についてはもう委員さんも決まっています、もう開催
したんですか。何回ぐらいしたんですか。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長のご質問にお答えいたします。

中学校については1回、各小学校も1回ずつ開催しております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。

次に、199ページ、7報償費の一番上、教育委員会評価委員報償費、これは
当初予算にはなかったと思うんですけど、その内容について教えてください。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 教育委員会評価委員報償費ですね。当初には載
っていると思います。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 私が見間違えたと思うので、また確認しておきます。

次に、同じ199ページ、スクールロイヤー相談謝礼、こちらについて、具
体的にどんな相談に活用されているのか、法律的なところでいろんな事例がある
と思うので、事細かくはいいんですけども、どういう活用されているのかとい
うところ。あとは、令和5年度から導入されている仕組みだと思うんですけども、
効果、その辺はどのように感じられるかというところを教えてください。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長の質問にお答えさせていただきます。

令和6年度のスクールロイヤー事業については、法律相談5回と教職員の研修を1回行いました。

法律相談の中身につきましては、法律的な対応の助言をいただくというところで、内容についてはセンシティブな部分もありますので、お答えは控えさせていただきますなと思います。

スクールロイヤー制度、相談を導入することによって、学校現場で今まで法律的なところで迷ったところ、例えば、この対応については法律的にはどうなのかなというところの相談を気軽に弁護士にできる体制ができたということで、非常に効果はあるとは感じております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 学校現場もいろんなことがあるので、相談できる場所があるというだけで、学校の先生も気持ち的にも楽になるだろうし、その対応もスピーディーになるだろうというところかなと思います。引き続き、活用してもらえなと思います。

続いて、同じページの一番下、デジタル図書使用料、こちらについては、令和5年度から導入されたものと認識しているんですけども、当時の担当課の説明だと、1人1台端末での利用であって、家で使用するということは一応できるんですけども、基本的には授業で使用する考えですという答弁をいただいたと思うんです。現在、どのような利用の仕方をしているのかというところ。

あと、デジタル図書、実際に冊数としてどれぐらい利用できるのか。

あとは利用の状況、1人当たり年間にどれぐらいの利用冊数、デジタル図書が読まれているのか、分かる範囲で回答をお願いします。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

こちらデジタル図書なんですけれども、令和7年度、今年度は予算からはもう外しています。その理由といたしましては、令和5年度から導入しまして、令和5年度は新しいものでしたので、1人月平均9冊程度読んでいたんですが、昨年度、令和6年度については、1人平均月1.5冊程度になりました。効果が少し薄いなという学校現場の声もありまして、もともとこの予算を取っていた分を、

紙の図書に戻すという方法を取らせていただいています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ありがとうございます。もともとの導入の目的というのが、読書の時間を増やすという、その入り口になればなというところのご説明だったと思うんです。数年やってみて、やっぱりなかなか子どもたちにはなじまなかったというところ。その辺の判断で、今年度からもう削除されている、もう利用できなくなっているということですか。分かりました。このデジタル図書は、結構賛否両論ある部分もあるので、今後も新しいものができたときには、そのときにまた再検討するという形で、現状は分かりました。ありがとうございます。

続いて、201ページ、こちらの2事務局費の18負担金、補助及び交付金、こちらで当初予算だと、公立学校施設整備期成会負担金というやつですか、少額で2,000円なんですけども、計上されていたのが、これがなくなっているんですけど、その理由について教えてください。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 期成会の負担金につきましては、期成会のほうからアンケートがあり、なくす方向で進めており、令和6年度はなくなりました。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。ありがとうございます。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 207ページの一番下にあります特定建築物管理委託料、特定建築物建物調査じゃなしに、これはどういう内容なのかなと思ひまして。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

申し上げます。8,000平米以上の学校では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で、建物内の空気環境や飲料水等の水質が衛生的になるよう、適切な維持管理をする必要がございます。そういった規定に基づいて、こちらの委託業務を行っているところでございます。

奥野委員長 谷崎委員。

谷崎委員 建物の躯体の調査じゃなしに、・・・観測みたいな空気調和の衛生のあれも入っているということやね。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。内容につきましては、ネズミ・昆虫の防除ですとか、貯水清掃や消毒、空気環境の測定なども含まれております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 質問事項を減らして、201ページ、207ページで、学校管理費の11役務費、小・中学校両方なんですけれども、当初予算には損害保険料というのが計上されていたと思うんですけども、これがなくなっているの、その理由について教えてください。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

お待たせいたしました。お答えさせていただきます。こちらの損害保険料につきましては、動産保険料に当たります。こちらがGIGA端末の故障のときの保険に係る動産総合保険になりますので、こちらは先ほど申し上げましたとおり、契約を途中で取りやめております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 分かりました。

残り少しかな。205ページ、209ページの準要保護の人数、これは先ほど中原委員が資料請求されるということなので、中原委員、資料請求についてちょっと相談させてください。

続いて、219ページ、こちらで2淡輪公民館費で18負担金、補助及び交付金、これは当初予算に、たしか防火管理資格取得講習会費7,000円が計上されていたんですけど、これがなくなった理由について教えてください。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

淡輪公民館につきましても防火管理者を設置する必要がございます、いわゆる防火管理者を新たに資格を取らせるための予算として設定しておいたんですが、そのまま防火管理者を変更する必要がなかったの、いわゆる講習費の執行は行っておりません。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、当初は防火管理者の方が代わる可能性があったということですね。それが途中で継続されるということになって、講習会をやる必要がなくなった。そんな認識で合っていますか。うなずいてらっしゃるので理解しました。

次に、これを最後にします。221ページ、こちらの1保健体育総務費の1報償費、岬町スポーツ文化参加奨励金12万円、こちらの件数と、現在どのような周知を行っているのかについて回答をお願いします。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

スポーツ文化参加奨励金の件でよろしかったですか。少々お待ちください。令和6年度につきましては、少林寺拳法で4件、テニスで1件、水泳で1件、修斗という新格闘技が1件、それからパワーリフティングが1件、それからドッジボールが1件です。団体競技といたしまして、スポGOMI甲子園が1件でございます。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 周知方法についても回答をお願いします。

奥野委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事生涯学習課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、ホームページで周知をさせていただいております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 さっきも同じようなお話しさせてもらったんですけど、これもそうで、実は今年度ですけれども、水泳全国大会に行かれる生徒さんの保護者とお話しする機会があって、やっぱりこの制度を知らなかったんですよ。それでお伝えして申請していただいたということがあります。なので、ホームページだけの周知だと、なかなか必要な方に伝わらないということがあるので、これは最初にはしているんですけれども、先ほど坂原委員が提案されていたヘルメットみたいな感じで、例えばこれについても学校を通じて制度のお手紙を配布するだとか、あとはいろんな補助金とかもあるので、先ほど提案させてもらったように、年度初めに補助金の一覧を配るとか、周知方法はいろいろ本当に検討させていただいて、知らなかったから申請できなかったということが起きないようにしていただけるよ

うにお願いします。せっかく本当にいい制度で、これについても子どものモチベーションアップにつながるというところで、実際に申請されていた方はすごい喜んでいらしゃったので、この辺は本当に工夫していただくようお願いします。

奥野委員長 教育費の質問はございませんね。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで教育費の質疑を終わります。

皆さんにお聞きしますが、暫時休憩したいと思います。17分ですから、5時半まで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 暫時休憩いたします。

(午後5時17分 休憩)

(午後5時30分再開)

奥野委員長 続いて公債費に入ります。決算書226ページから229ページをご覧ください。質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 公債費に関しまして、財政部長に1点お伺いしたいことがございます。令和6年度決算においてこの数字を見せていただきましたが、この数字を見させていただくと、健全化判断比率における実質公債費比率及び将来負担比率がもう少しいい方向に行ってもいいんじゃないかなと、私は思うんです。具体的に言いますと、報告第6号でいただいた健全化判断比率の実質公債費比率11.0%といただいているんですけども、10%台ぐらいでもいいんじゃないかなと。

それと、将来負担比率に関しましては、104.2%という形で報告をいただいているんですけども、100前後、よかったら100を切るぐらいの数字になるんじゃないかなと、これは瀧見私見です。と思うんですけども、財政部長の忌憚なきご意見を頂戴できますでしょうか、よろしくをお願いします。

奥野委員長 内山部長。

内山財政改革部長 公債費のところですので、実質公債費につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

令和6年度については、11.0%ということでした。直近のピークは平成2

2年度の21.6%でしたので、それに比べると大きく減ったと、改善したというような状況になっています。

地方債残高についても、直近ピークでありました124億円から大幅に減少しまして、令和6年度では30年ぶりに70億円を下回ったところになっております。

このように地方債残高では改善となっておりますけれども、標準財政規模からしますと大きな数字になっていることも確かですので、財政の担当としましては、さらに改善する必要があると考えております。

今後については、建設事業を行うに当たっては、財源としまして地方債は不可欠であるとも考えております。そのため、本町は過疎地域に指定されておりますので、そのメリットであります過疎対策事業債を有効に活用してまいりたいと考えております。ただ、それも30%は町の負担になりますので、その辺りの負担の状況と公債費の負担の適正化を併せて考えてまいりたいと考えております。

以上になります。

奥野委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。今おっしゃった当町の標準財政規模からいくと、あまり甘い数字を言っではいけないのかなと、今ちょっと反省しているんですけども、何せこれから厳しい財政状況が続くと思いますが、と言ったらちょっとまずいかな。いずれにしてもかじ取りをよろしくお願いします。

以上です。

奥野委員長 ほかの委員さん、質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 ないようでございますので、公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。決算書228ページから229ページをご覧ください。ただし、目4海釣り公園管理基金費及び目5多奈川地区多目公園管理基金費並びに目7森林経営管理基金費はほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 では、諸支出金を終わります。

続いて予備費に入ります。決算書228ページから229ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

では、反対討論からどうぞ。

中原委員 昨日は賛成させていただきましたけれど、今日は賛成できないと考えております。

質疑を通じていろいろなことをお聞かせいただきました。就学援助については、昨年度対象の費目の追加がなされたということで、きめ細やかな制度の拡充に前向きに取り組んでおられることが分かりました。

それから学校給食については、昨年度は動きがなかったわけですが、その前の年に小学校の恒久的な無償化に踏み切り、昨年度というのは、翌年からの中学校の恒久的な無償化を決断した年であるという意味で、非常に大事な決断をされたなど前向きに評価しております。

私が反対する現時点での主な理由としては、一つは万博への子どもたちの無料招待2回目が一つの反対、いや、賛成できない理由であります。

先日、会場となっている夢洲で地下鉄が止まるという事故が発生し、多くの方が帰宅困難になったということで、会場がいかにああいった大規模なイベントの会場にふさわしくないかということが露呈したというところだと思っています。

それからもう一点は、いわゆる自治体のDX化の問題であります。これはかねてから申し上げておりますが、システムの標準化等を通じて、個人情報や民間企業のもうけのためにしていく、されかねないものだと考えています。ただもう一方で、住民の利便性の向上や職員の皆さんの事務負担の軽減が図られるというメリットについては最大限に生かしていただきたいと考えるものですが、大きな目で見ると、自治体DXは危険性を大きくはらんでいると、そういうものだと考えておりますので、昨年度においても、このシステムの標準化等が前に進められたという点で賛成できないと考えるところであります。

奥野委員長 続いて、賛成討論の方はおられますか。

瀧見委員、賛成討論をどうぞ。

瀧見委員 賛成討論をさせていただきます。

住民の心に沿ったきめ細やかな配慮はもちろんのこと、ゆめ・みらい基金に代表されますように、収入の部分でも非常にいい数字を残しておられますし、もちろん町債に関しましては、70億円を30年ぶりに切られたということで、総務文教委員会所管の内容を見させていただいた限り、近年まれに見る非常にいい決算内容だと思われま。

よって、今回の令和6年度決算、総務文教委員会所管の決算に関しまして、賛成とさせていただきます。

奥野委員長 続いて、反対討論の方おられますか

(「なし」の声あり)

奥野委員長 賛成の討論方もないですか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。認定第1号 令和6年度一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 賛成多数であります。よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和6年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書311ページから322ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 質問の前に質問なんですけど、この3つは一括でしたか。委員会では別々に審

査するんですか。

質問させていただきます。321ページの款1、項1、目1、節1報酬に関わってお尋ねします。財産区の管理委員が淡輪については、7人から5人ということで、非常に努力なさっているところだと思いますけれども、実態として、心配になるのは無理がないのかということなんです。その辺りはどんなふうに把握しておられるか、お聞かせください。

奥野委員長 南理事。

南総務部理事兼総務課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

財産区の淡輪財産区管理委員会の委員につきましては、以前7人あったものが、今は5名となっております。令和6年度におきましては、その5名のうち1名の方が体調不良によりしばらく養生をされておって、9月末で辞職されたということがございました。ただ、12月には、昨年の12月議会で新たな委員を選任させていただきました。5名の方が委員としてご活躍されておるところでございます。現在のところ、会長ともいろいろ綿密な打合せをさせていただいていますが、何とか現状でやっていけているということでお話をいただいているところでございます。

奥野委員長 ないですか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。認定第5号 令和6年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、認定第5号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第6号 令和6年度岬町深日財産区特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し

たいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書323ページから336ページをご覧ください。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。認定第6号 令和6年度岬町深日財産区特別会計認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、認定第6号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第7号 令和6年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書337ページから348ページをご覧ください。

質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。認定第7号 令和6年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、認定第7号は、本委員会において認定するこ

とに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については全て議了しました。

続いて、案件2. その他に入ります。その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 先ほど聞けませんでしたので、ペット同行避難のことについて改めてお聞きします。

避難可能な気象条件ということで、大規模災害による地震のみと、風水害は対象にならないと、現時点での岬町のペット同行避難の計画では決められておりますが、それでいいのかという疑問を持っております。そのことについてお答えをいただきたいと思います。地図等も見せていただきましたけど、各学校との調整にも時間を要したんじゃないかなと、避難されている方にアレルギーとか、そういうことがあってはいけないのでということで、この場所でケージとかに入れて、ペットを連れてきてくださいという場所を地図上で示しておられましたけれど、雨が降らないところを選んだりとかして、非常に工夫されているなと思いながら計画を見させていただいておりました。

お答えいただきたいのは、気象条件、風水害についても対象を広げていくべきではないかという問題意識からお聞きするものです。お願いします。

奥野委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長 ただいまのご質問のペット同行避難につきましては、何分、先日始めたばかりですので、今後の運用の状況を見たと上で柔軟な対応を検討していきたいと思っております。

中原委員 よろしくをお願いします。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかの委員さんございませんか。

谷地副委員長。

谷地副委員長 ちょっと時間が遅くなっている中で少しだけお時間をください。

今年度、フリースクールの補助金を新しく実施すると伺っていますけれども、今、フリースクールの補助金の要綱を作っている状況があります。その辺の進捗は今どんな状況でしょうか。

奥野委員長 牧野主幹。

牧野学校教育課主幹 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

要項については既に作成しておりまして、ホームページでの周知を現在進めております。今日、明日中には周知できればと思っております。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 ということは、制度的にはもうできて、利用しようと思えば利用できる状況まで来ているということですね。あとは本当に活用されたいと思っている方に届くような形で周知をお願いしたいと思います。

あとそれと、大阪府で、この5月に試行的に不登校支援センターを開設されたのはご存じですか。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 大阪府教育センターにおいて、大阪府が取り組んでいる教育支援センターの「まいど」でよろしいですか。存じています。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 私はこれを知らなくて、最近こういうのがあるのを知って、岬町は教育支援センターがまだ設置できていない中で、以前からほかの議員さんも言うように、不登校の子たちは、岬町では校内教育支援センターは一部の学校にあるんですけども、もともと学校に行けない子は、校内に教育支援センターがあっても、そこに行くハードルがちょっと高いというところで、できれば別施設というところがあるんですけども、ご存じのとおり、大阪府の教育支援センター、ここは大阪府の政令市以外の町村の子どもたちは無料で利用できる。さらにはオンラインでも利用できるというところなので、これをできればもっと周知をしていただいて、特に不登校で学校に行けていない子たちのご家庭にお知らせすることもいいのかなと思うので、ぜひこれをお願いしたいと思うんですけど、そういったことはできますか。

奥野委員長 中西参事。

中西指導課参事 谷地副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

現在は、学校を通じて、必要なお子さんの手元には届くようにチラシ等はまいています。ただ、大阪府の教育支援センターなんですけど、場所が我孫子にありますので、岬町の子どもが通所するというのはなかなか難しいかなと思っています。

すので、オンラインの利用等も含めて、大阪府の担当者とも連絡を密に取っている段階になっています。回答になりましたか。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 私も大阪府の担当の方と話しして、この仕組みをどんどん広げていきたいとおっしゃっていたので、ぜひ利用をしていただいて、本当はそこから学校に行けるように、そのつなぎになればいいなと思うので、ぜひ有効活用していただければと思います。

あと、先ほどのフリースクールの補助金、これについても周知をまたお願いします。

奥野委員長 ほか、委員さん、ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようでしたら、松井次長から、その他で発言を求められておりますので、松井次長、どうぞ。

松井教育委員会事務局教育次長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

今回、私の発言について訂正とおわびを申し上げます。

昨年の9月12日の総務文教委員会におきまして、竹原委員からの公衆電話に関するご質問に対する答弁の中で、放課後に保護者の方に迎えに来ていただく際の携帯電話の使用について学校が許可していると発言いたしましたが、現在中学校においては、そのように認めていないことから、訂正させていただきます。

改めて、現在の中学校における携帯電話の取扱いでございますが、校内への持ち込みにつきましては、災害時や防犯上、自らの身を守るために必要な場合もあることから、生徒が所持すること自体は認めております。ただし、校内においては不必要なものであり、あくまでご家庭の判断と責任において所持しているものであると位置づけております。現段階では、家庭への送迎などで連絡が必要な場合は公衆電話を利用しているところでございます。

今後の携帯電話の取扱いについては、現在、学校で検討を進めているところであると聞いておりますので、以上、訂正しおわび申し上げます。

申し訳ございませんでした。

奥野委員長 谷地副委員長。

谷地副委員長 中学校のスマホの件なんですけども、先生とかにいろいろな声とかが入っ

ていると思うんですけども、今、校外での使用について、保護者さんに、校外で使ったら駄目だよというような、そういったお知らせは来ていないというようなところもあって、その辺ちゃんと再周知してくださいねというのを学校側にお願いしている状況なんです。恐らく、その辺の検討をされているということなのかなと思っているので、そこは一応情報としてお伝えしておきます。

校内禁止というお手紙はあったんですけど、校外で使ってはいけないというか、公衆電話を使ってくださいという細かい運用が、今までは、特に保護者さんへの手紙でなかったみたいなので、そこを改めて、校内では禁止、校外ではこうですというところもちゃんと保護者さんにも伝えるようにお願いしているという感じです。

奥野委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 今のお話のことは学校にお伝えさせていただきます。

また何らかの形で学校から保護者の方々にお知らせがあると思いますので、よろしく願いいたします。

奥野委員長 その他で理事者で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようでございます。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで総務文教委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午後5時55分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和7年8月28日

岬町議会

委 員 長 奥 野 学